

第四十六回国会 参議院社会労働委員会會議録第三十一号

昭和三十一年六月九日(火曜日)
午前十時四十五分開会

委員の異動

六月八日

久保 等君 鈴木 強君
補欠選任

六月九日

鈴木 強君 横川 正市君
補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

藤田藤太郎君

委員

亀井 光君
高野 一夫君
藤原 道子君
柳岡 秋夫君
加藤 武徳君
鹿島 俊雄君
紅露 みつ君
徳永 正利君
丸茂 重貞君
山下 春江君
山本 杉君
横山 フク君
阿具根 登君
杉山善太郎君
小平 芳平君
村尾 重雄君
林 塩君

国務大臣 厚生大臣 小林 武治君
政府委員

厚生政務次官 砂原 格君
厚生大臣官房長 梅本 純正君
厚生省医務局長 尾崎 嘉篤君
厚生省業務局長 熊崎 正夫君
厚生省児童局長 黒木 利克君
労働省婦人 少年局長 谷野 せつ君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
自治省行政局長 佐久間 彊君
事務局側

説明員
厚生省業務局長 山形 操六君
細田製鋼課長

本日の会議に付した案件

○母子福祉法案内閣提出、衆議院送付

○母性の保健及び母子世帯の福祉に関する法律案(衆議院送付、予備審査)

○母性福祉保障法案(衆議院送付、予備審査)

○社会保険制度に関する調査(輸血問題に関する件)

(ハンセン氏病患者の看護問題等に関する件)

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより開会いたします。

委員の異動についてお知らせいたします。六月四日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠に久保等君が選任されました。六月八日、久保等君が委員を辞任され、その補欠に鈴木強君が選任されました。六月九日、鈴木強君が委員を辞任され、その補欠に横川正市

君が選任されました。

○委員長(藤田藤太郎君) 母子福祉法案(閣法第九四号)、母性の保健及び母子世帯の福祉に関する法律案(衆議院第一八号)、母性福祉保障法案(衆議院第五二八号)を一括議題といたします。

右三案に対し、御質疑のある方は、どうぞ順次御発言を願います。

○柳岡秋夫君 この母子福祉法案の内容、あるいはその考え方等について、先般委員会の中で若干触れられたわけでございますが、それとつきまとう願ひしておりますので、お忙しい方があるようでございますので、まず、自治省の方に御質問をさせていただきます。自治省の方に母子相談員というものが置かれておられるわけですが、これが、たしか昭和二十八年でしたか、現行法ができましたときに、母子相談員については、少なくとも福祉事務所において、それぞれ一人ずつ配置をしないといけません、こういうような施行通達が出されているものと思ひます。しかし、現在の母子相談員の数、あるいは福祉事務所等の数を見ますと、必ずしもそうなるておられない。一体これはどういうことでございまして、自

治省として、そういう点について、もろろんこれは国の責任にもなるうかと思ひますけれども、地方自治体に対する行政指導というものをどういうふうにするにやられてきておられるのか、そういう点をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(佐久間彊君) 母子相談員につきまして、御指摘になりました内容の通達が生省から出されているように承知いたしております。ただ、この母子相談員はこの通達に基づく指導ににつきましては、厚生省が主管の役所といたしましてなされているわけでございます。私どものほうで格別の指導をいたしたことはございません。

○柳岡秋夫君 それでは厚生省にお伺いしますが、そういう通達を出していらっしゃるが、それが守られておらないという点について、厚生省としてはどういう対処をなさったのですか。

○政府委員(黒木利克君) 母子相談員のことにつきましては、議員立法の当初、できるだけ未亡人の中から適当な人々を採用するというような方針でございまして、したがって、未亡人の中で母子相談の業務のできる人々をいままで任命をなさっているのがあります。その後、だんだん母子相談員の中で、大学を出た方であるとか、あるいは既婚の婦人とかいう人々が採用されるようになって、だんだん一部では専門家が採用されるという傾向がございました。したがって、雇用する場合にできるだけ専門家としていうようなことが適当であるというふうなことで指導してまいったのであります。したがって、現に静岡県はじめ、三地区におきましては、母子相談員が専門の母子相談員とし、あるいは公務員として採用されてお

それから、三県におきましては、一部資格のある人々が専門家として、あるいは公務員として採用されておるというふうな傾向にあるのでありまして、厚生省としてはそういう方向を目標として指導してまいっているわけでありまして、ただ、この制度の予算の裏づけが国庫補助でございまして、交付税の中に取入れられておるもので、自治省との関係では、主として交付税の単位でございますが、単個というものをできるだけよくしたいというふうなことでございまして、自治省に対して、積極的にこの母子相談員をすべて常勤にしてほしいというふうな要望はかつてしたことはないのであります。適当な人々で資格のある者が常勤になることは好ましい、できるだけそういう方向に持っていくというふうな指導はしておりますけれども、今日までは母子相談員の性格を根本的に、いわゆる社会的な信望のあるボランティアから専門家に積極的に全部切りかえるというふうな方針で指導してまいっていないのでございます。

○柳岡秋夫君 私の質問したいのは、福祉事務所の全般的な数と母子相談員の数と食い違っているんじゃないか、初めの立法當時は、通達として、それぞれの福祉事務所一人の相談員は必要であるという考え方で通達も出しておられるのですけれども、現在ではそうなるておられない。それは一体どういふことでございまして、また、厚生省として

はどうしてそういうことがわかりながら積極的に対処していかなかったのか、こういうことです。

○政府委員(黒木利克君) 実は、当初は母子相談員は都道府県の職員として考えられておったのでございます。御承知のように、福祉事務所というものが、都道府県のみならず、市に設置義務が課せられるようになりまして、母子相談員が都道府県の職員であるということ、市の福祉事務所の設置ということとのいろいろの関連がございまして、厚生省としては、各福祉事務所を持った市にそういう職員を置くということまでは指導はしておりません。積極的にそういう方針は打ち出してないものであります。ただ、必要に迫られて、そういうような市におきまして、大きな都市において置かれる例はあ

るのでございすけれども、母子相談員が県の職員であるというような性格から、福祉事務所の数と母子相談員との数のズレがあるわけでございす。

○柳岡秋夫君 いままでの取り組み方が非常に貧弱というか、消極的であつた。そこで、今度はこういう母子福祉法という法律をつくって、いままですに積極的にやろうという気がまがであつてこういう法律をつくったんじゃないかと私は思うのです。したがって、そうすれば、当然現在のこの母子家庭の現状にマッチをした母子相談員の配置というものが考えられていかなければならない。ですから、そういう意味では、今度の法案を見ても、母子相談員は一体何人なければならぬのかという点については何も書いていないし、一体その配置基準はどうなのかという点も明らかにされておらない。

したがって、この定数の基準というものを一体どういうふうに考えておられるのか、その点、自治省のほうでは交付税の関係でまた考え方があらうと思ふのですけれども、この法律をつくるにあたって、厚生省の母子相談員の配置の問題について自治省とどういう協議を、自治省はどのくらいが適当と考えておられるのか、そういう点、自治省、厚生省両当局からお答えを願ひたい。

○政府委員(黒木利克君) 先ほどお答え申し上げましたように、この法律でも、母子相談員は都道府県知事が任命をするわけでございまして、都道府県の職員でございす。したがって、都道府県の設置しております福祉事務所には必ず一名置くというような方針で厚生省としては指導しておるわけであります。ただ、御承知のように、福祉事務所の現在の状態が、市がだいでございまして福祉事務所が独立をいたしましたために、必ずしも一つの福祉事務所に一人の母子相談員を置く必要がないというような事情もございまして、これは福祉事務所の再編成のことを社会局で考えておりますが、その問題とからんで、今後母子相談員の配置等については考慮してまいりたいと思ひます。なお、市の福祉事務所には、この法律のたてまえでは、母子相談員というものは設置はされてないの

○政府委員(佐久間肇君) 財政措置の点は、私は所管の局長でございませ

るので、正確には申しかねますが、厚生省からただいまお話のございましたような御相談をいただきまして、それに対応した措置をいたしておると思ひます。私の記憶いたしておる限りでは、標準の県におきまして、一県当たり十六人の母子相談員を計上いたしておるよう存じております。

○柳岡秋夫君 基本的には、この法案がいわゆる「母子福祉」という名称を使つておられますけれども、実際は母子家庭福祉だということでは先般の委員会でも明らかにされております。私は、こういうせつかつくる法律ならば、もっと総合的な、いわゆる母子家庭の、そして総合的な法律をつくって、そういうもつと内容のあるものにしていくということが一番いいというふうなことを考えておるわけですが、この法案ではそういうものが入つておらない。非常に遺憾に思ふのですけれども、そういう観点に立つて申し上げますならば、母子相談員というものは、いま非常に福祉事務所が市の誕生等によつてあちこちにできておるので、数が違ふということになりますけれども、しかも、もつと一般母子の問題も含めて、積極的にほんとうの母子福祉をはかつていくというためには、私は、やはりそれぞれの福祉事務所に最低は一名の母子相談員は配置をしていく、そういう気がまがなければいけないのではないかと、こういうふうに思ふのでございす。それがそれとして、この母子相談員の処遇の問題でございすけれども、母子相談員は、一週間のうち、四日かあるいは五日、六日という形で、相当一般の労働者と変わりのない勤務

条件の中にあるわけでございす。その報酬は一体どうなつておるか、そういう点についてなぜこの法律の中で明確にしておらないのか、その辺をお伺ひしたい。

○政府委員(黒木利克君) 母子相談員の処遇の問題は、先ほど自治省からも申されましたように、交付税の中で、標準県につきまして、現在では一人月額一万二千元程度が組まれておるのでございす。現実には全国平均で一万四千元の給与が支給されておるようでありす。平均と申しますのは、先ほど申しましたように、静岡のように、専門職としての処遇を認めておりますところでは二万円ベースの給与がなされておりますから、平均して交付税の一萬二千元よりも高くなつておる次第でございす。そのほか、交付税にも旅費等の活動費について組まれておるのでございす。そこで、この法律は、これは従来の法律を踏襲しておるわけでございす。これは他のいろいろ、たとえば児童福祉司、あるいは社会福祉主事と同じように、単に資格要件だけを書きまして、給与とか、その他身分的なことは、従来は立法例がないのでございすから、その例に従つておる次第でございす。

○阿具根登君 ちょっと関連質問しますが、母子相談員は、社会的に信望があり、職務を行なうに云々と書いてあるんだが、母子相談員にそういう該当する家庭の人を持つてくるという意思があるか、どうか。母子相談員となるならば、母子の方が一番その環境なんかわかつておるはずなんです。よそから持つてこないで、そういう方を相談員にするのが、まず母子家庭が救われる

でしょう。そういうことをどう考えておられるか、その点。

○政府委員(黒木利克君) 先ほど申しましたように、この母子相談員の性格は、社会的信望云々というふうになつていまして、どちらかというところ、公務員的なものよりも、いわばボランティア的なものを予想しておると思ふのであります。したがって、未亡人の中で適当な人たちを優先的にお願いをするというふうな運営方針で今日まできたわけでございす。ただ、地域によりましては、だんだんやはり未亡人の問題も、ケースワークと申しますか、いろいろ複雑な問題がございまして、専門家が必要であるというふうな事情も出てまいりまして、だんだん大学出の、あるいは社会事業大学出の専門家が一部雇用されはじめておるというのが現状でございす。

○阿具根登君 そういう専門家の方も必要ですが、たとえば炭鉱離職者が何十万と今度出た、その協力員は離職者でなければならぬということがはっきり書いてあるわけなんです。その離職者をはつきり調査員となつて、相談員となつてやつておるわけなんです。母子家庭の相談員を、補助者でも何でもいから、なぜ未亡人の方を充てるということを書かないのか。そうすれば、第一に未亡人が助かるじゃないですか。専門的な方が必要ならば、また専門家の方をやつたらいいでしょう。炭鉱の離職者の場合はそうです。協力員は別個に二万八千円なり三万円の金をつけて、離職対策に数百人の人を雇つておるんです。ほくはあとで質問しますけれども、この目的とか基本理念とかは非常にりっぱなことを書いておつて、

ものばかりがあるわけじゃないんです。だから、おられるならば、そういう方をまずこういう職に充ててやれば、まず一つの家族が救われる。そういうことになるわけなんです。そして、その方々が父親のない、主人のない生活で苦勞されておるから一番わかると思うんです。そういう方をなぜこの法律の中に書かないか、私はこう思うんですが、あとでまだ質問がありますから、私の意見を述べておきます。

○政府委員(黒木利光君) 先ほどもたびたび申しましたように、ボランティアと申しますが、これによつて生計を立てているというのではなしに、一種の名譽職的な制度として発足いたしましたのでございます。したがいまし、勤務の形態もそれにふさわしいようなものであったのでありますが、この法律ができました十数年たちますという、従来の母子相談員が依然として十数年勤務なさつておつて、だんだん常

○政府委員(黒木利克君) おつしゝる
とおりでございまして、従来とも、未
亡人を優先的に母子相談員に充ててお
るのでございます。なお、協力員とい
う制度、いろいろ名称はまちまちでござ
いいますが、各府県で実施いたしてお
りまして、その辺も、もちろん未亡人
が優先的に就職をされておる実情でござ
います。

勤めは形態になってきたのでございま
す。したがって、今日非常勤を常
勤にすべきであるというような議論も
出ているような次第でございますが、
従来はあくまで非常勤であつて、他の
婦人相談員と同じように、一種のボラ
ンティアというたてまえで今日まで
できているのであります。

○柳岡秋夫君　そういう社会的な信望があつて、しかも、熱意を持つて一週間に四日なり五日なり、あるいは六日という形で勤務しておられる。そういう方が一万二千円、これは単価でしようが、はたしてそれで報酬と言へるのかどうか。しかも、そういう一万二千円の単価で交付税が流されておりながら、県によつては九千円、八千円くらいしか支給されておらないという県がある。こういう点は、一体厚生省としてどういう行政指導をしているのか、あるいは自治省として交付税をおろす

さいますが、これによりますと、先生のおっしゃるような九千円、一万円以下という県はございません。最低が本俸一万円というのは、山梨等が一万円でございますが、高いところでは静岡、京都等は三万四千円、これは常勤化しているわけでございます。そのほか、年額で二万円以上の旅費等が出ているというようなことで、現実には、全国平均は、先ほど申しましたように、実際に支給されている給与は一万四千六百七十円になります。

○柳岡秋夫君　いままでの考え方ならばそれで私も了解できるのですけれども、しかし、少なくとも、この法案には、「国及び地方公共団体は、母子家庭の福祉を増進する責務を有する。」とはっきり規定して、あらためて母子家庭の福祉についていろいろと並べているわけです。先ほど具根委員も言われ

ましたように、りっぱなことを書いて
いるわけですよ。そうすれば、当然
の法案と同時に、この母子相談員の問
題についても、もっとこの法案の趣旨
に沿った積極的な考え方というものを
打ち出してこなればいけないのじゃ
ないか。それをいままでのように、単
なる名誉職として、それでいいのだと
いう考え方では、結局、法案をつくつ

ても、内容はいままでの母子家庭に対する母子福祉資金の貸付等に関する法律と変わらない、そういうふうには言わざるを得ないわけです。したがって、もう一つ問題に私はなろうと思うのですが、この法文の中で、母子相談員の費用の支弁の条文は一つもないのです。一体われわれの納めた税金を使うのに、法令に従わなくて使って使えるのですか。一体どこにこの母子相談員のための費用を支弁する、そういうことを支出することができる条文がこの法案の中にあるのですか。それを

これは先ほども申しましたとおり、最初から交付税で費用は解決をするということになっておりますから、この法律においては、そういうような費用の規定は従来とも置いてなくて、今回も置かなかつたのでございます。

○柳岡秋夫君 従来なかつたと言いま

すけれども、従来の母子福祉資金のあれの中には書いてあるわけです。第十五条の「都道府県に母子相談員を置く」という中で、四項で「母子相談員は、非常勤とし、その職務を行うのに必要な費用の弁償を受ける」というようなこと、それから、婦人相談員の問題につきましても、ちゃんと国庫負担の条文があるわけです。ですから

から、私は、交付税の中に入っているからそれでいいということでなしに、やはり国及び地方公共団体の責務ということではっきり規定をするならば、こういう費用の支弁についてもはっきり条文の中にうたうことのほうが、厚生省の所管としての仕事をやっていく上に、自治省あるいは大蔵省と協議をする上に非常に有利じゃないかと思うのです。それをこういうことで書かずに、交付税の中に、一般の交付税と同じように考えておるから、自治省は金がないから、単価はこれでいいのだ

○政府委員(黒木利克君) 実には、従来の法律を踏襲しましたけれども、この費用の規定の關係では次のような含みがあったのでございます。従来の法律ですと、先ほどお読み願いましたような「必要な費用の弁償を受ける。」という規定がございました。これははっきりと名譽職的なもので、実費弁償というか、費用の弁償を受けるという規定

でございます。したがって、常勤になり得る余地がないようなこれはどうも感じがいいたのでございます。従来、民生委員等のボランティアにつきましてもこのような規定があるのであります。これはもう名誉職につきもののものとして規定でございます。今回この規定を特に落としましたのは、常勤、非常勤の問題がやかましいものですから、一応非

常勤とはいはしたけれども、実費弁償の規定を除いたということは、常勤になり得るといふか、名譽職のものからだんだん専門的なものになり得るといふ、一歩改善になるといふような実はニュアンスも考えましてこの費用の弁償規定を除いたような次第でございます。

○柳岡秋夫君　母子相談員の常勤化の道も一応考えておると、こういうことでございますが、自治省として、現在、各市町村、都道府県から、この母子相談員について、どういふようなそ

の身分なり、あるいは処遇等について意見が出されておるか、そういうことがあるかどうか。また、まあこれは厚生省の所管といわれればそれまでなんですけれども、自治省としてはこの問題についてどういってお考えを持っておられるか、その点をお聞きしたいのですけれども、もし厚生省の所管ということになれば、厚生省としては、この新しい法案を提出するにあたって、さらに母子相談員を強化していくという立場から、現在のままでは非常に欠陥が多いということを認め、そうしてこれをおいおい専門化していくという考えがあるのかどうか、その点をひとつ明確にしたいだいたいと思います。

○政府委員(佐久間重君) 母子相談員の常勤化の問題につきまして、自治省に対しては、まあ二、三、現状が常勤化しつつあるということで、そういう方向で考慮をしてほしいというお話は耳にいたしたことがございますが、特に強くそういうことにつきましては、これまで陳情というようなお話はいまだに記憶をいたしておりました。ただ、衆議院の御審議の段階におきまして、この点につきましてはいろいろ御指摘をいただきましたが、私どもも省内におきまして相談もいたしたわけでございますが、母子相談員の職務の内容の実態が、現実に常勤化しているものが相当ある。また、今後の制度といたしまして、たてまえがそういう常勤的なたてまえで持つていくことが制度としても適当であるというように御判断になりますれば、私どももいたしましては常勤化をはかるという方向で検討をいたしたいと、かような考

え方を持つておるわけでございます。○政府委員(黒木利克君) 厚生省といましては、先ほども申しましたように、三県において母子相談員というものが常勤化されておる。あとの三県におきましては、一部常勤化されておるというふうなことで、まあこれがやはりだんだん進歩の方向だというふうに感じておるのであります。ただ、年齢を調べてみますと、五十一歳以上の母子相談員が全体の四一%を占めるといふような事情もございまして、常勤化して公務員にしますという、将来定年制等の問題でやめざるを得ないような人々も出てくるのではなからうかというところで、母子相談員を全面的に常勤に切りかえるという決心が実はつきかねておつたのでございます。したがって、自治省に對しまして、これまで正式に母子相談員をすべて常勤化してほしいという要望はいたしてないものであります。ただ、待遇がいかに低いものでありますから、これをできるだけ上げる。特に交付税の一万二千円というのを倍額の二万四千円ぐらいにしたいということで自治省の財政当局に交渉したことはあるものであります。まあ従来はそういうような程度でございます。

の、その他というのは、たしかお手元の母子福祉法案参考資料に書いておきましたからごらんを願いたいと思いますが、大体常勤的なものがやはり約半数をこえつつあるという実情でございます。非常勤的なものは、あるいは一日おきとかというふうな日数制、あるいは午前中とか午後一ぱいとかという時間制というふうな形態になっておるのでございますが、ただいま詳細なものを調べておりませんから、あとで調べまして申し上げたいと思います。○柳岡秋夫君 おそらく婦人相談員にしても、あるいはその他の指導員等にしても、あるいは一週間に六日も出るといふようなことはないのでないかと思ひます。母子相談員のみがこういうふうな形態になっておるのではないかと、労働基準法が適用される特別職としてこういう勤務形態をしていられるとすれば、当然これは特別職というよりも一般職として、これは地方公務員として実質的に処遇されてもしかるべきではないか、こういうふうな思ふのでございまい。そこで、この母子相談員の問題につきましては、いま局長の言われたような立場で、ここでこういう法案を提出した機会をとらえて、そして、より充実強化をしていくための処遇の問題について、ひとつ積極的な意欲を持っていたきたいということ、自治省に對しても、それに対する予算的な措置は十分にしたいだくようにお願いをしておきたいと思ひます。

それから、次に、住宅問題について、建設省の方がおいでになると思ひますので、お伺いをしたいわけでございます。この母子世帯向けの住宅の建設が一体どういうふうになっておるか。おそらく建設省が、公営住宅についてと申しますか、第二種住宅についてそれぞれの建設計画をお持ちになっておろうと思ひますし、その計画の中で、母子家庭に對してどういう割り当てをしてまいったか。また、三十四年の一月に、厚生省、建設省両方の通知として、母子家庭に對する公営住宅の取り扱いについてということで流しておりました。この中では、当然厚生省、建設省はそれぞれ協議として、母子家庭に對する優先的な入居をするべきである、こういうふうにはかるべきでございまいが、一体そういう通知に基づいて厚生省あるいは建設省が協議をしながらやってきたのかどうか、そういう点をお伺いをしたいと思います。○政府委員(前田光嘉君) 母子世帯の住宅につきましては、御指摘のとおり、公営住宅の第二種住宅割り当てをいたしております。これにつきましては、ただいまお話の厚生省と建設省の共同通達によりまして、地方公共団体の建設主管部局と福祉関係の主管部局が密接な連携をとりまして計画を立て、それに従つて管理運営をいたしております。三十八年度の実績を申し上げますと、公共団体のほうで建設をいたしましたのが九百一戸でございまして、三十九年度におきましては千五百ほどの母子世帯住宅を割り当てる計画にいたしておるわけでございます。

が、それぞれ毎年度千五百戸ずつつく、こういう計画を立てておりますけれども、しかし、実際にははるかにそれより下回つて、一千戸前後の建設しかしておらない、こういう内容でございますが、これは一体どういうことでございますか。○政府委員(前田光嘉君) ただいまの戸数につきましては、われわれも同じ資料を持つておりますが、いま申し上げましたように、その地区における地方公共団体の第二種公営住宅の建設計画の中で、母子世帯向けの計画が、実は建設省のわれわれがあらかじめ予想しておつたものよりも少ない計画で来ております。これはそれぞれ地方の実態によりまして、あるいは財政の問題、あるいは母子世帯向けに對する公共団体の方針等にもよるかと存じますけれども、建設省といたしましては、少なくとも、この千五百戸の割り当て計画になるように各公共団体にも指導いたしまして、せつかくの予定の戸数が全部消化できることを期待をしてゐるわけでございます。

○柳岡秋夫君 この計画を立てる際に、厚生省と建設省は相談をしておりますか。○政府委員(前田光嘉君) 第二種公営住宅の各府県の割り当てをいたします際に、本省の段階において協議いたしておりますが、さらに各地方公共団体が本省に對して申請をする事前に、各関係の部局同士で打ち合わせをさせております。○柳岡秋夫君 厚生省はそういう相談にあずかったことがありませんか。しかし、千五百戸というふうな計画をつく、しかし、実際にはこれだけしかつ

拡大する意思があるのですか。

○政府委員（黒木利克君） 実には、衆議院のほうで御承知のように修正がございまして、さっそく第十條の四号におきまして、この政令事項で入学支度金というような新しい種類の貸し付けを始めるようなことになったのでございまして、法律事項にいたしておきますと、国会が開かれておりますときにしかこういう機会がないのでありますけれども、政令事項にいたしておきますと、予算の範囲内で場合によつては運用ができるというような利点があるのかと思います。

○柳岡秋夫君 私には、いままでのように、こういう場合にはこれだけ貸します、この場合にはこうしますというように、法律上にはっきり書いておいたほうが、これは見る人が見ればすぐわかるのですから、母子家庭の皆さん方に周知をする面でも非常にいいと思うのですが、それを政令で隠しておいたのでは、一体どういう場合に借りられるのか、幾ら借りられるのか、さっぱりわからぬじゃないですか。そういう面に拡大する余地を持っておきたいと言いますけれども、それはそれで、また国会も毎年開かれておるのですから、そこで追加していけばいいのであって、予算が限られておるわけですから、その年度年度の予算でもってちゃんとまわっているわけでしょう、そうすればその中で拡大するということになれば、どこかの分を減らしてそつちへ回すか、あるいは移流用ができるかどうか、その辺問題があるうと思ひますけれども、私としては、その中にそれぞれいまままでおり書いたほうが母子家庭に対するサービスの面でも非常にいいのではないかと、こういうふうに思ふのです。いま言われたような御意見で削除をしたということになりますと、ちょっと納得のいかないところでございますが。

○政府委員(黒木利克君) 実は、従来の既得権と申しますか、貸し付けの種類、内容につきましてもそのまゝ踏襲をいたすわけでございます、それから、これからのようなものを拡大したらいいかということがこれからの問題でございますが、それを法律事項にするのも確かに一つの方法であらうと思ひますけれども、先ほど申しましたように、

政令事項または政令事項の予算の範囲内の運営の妙味というものもございまして、いろいろな利害得失を考えました結果、基本的なものは法律事項にして、今後予想されるようなもので予算だけで解決できるようなものは、むしろ政令事項にしたほうが便宜であり、また、拡大の可能性も多かるう、つまり小さな種類の貸し付けにつきましては、こちらの方法が非常に役に立つわけでございますが、なかなか法律改正とか法律事項ということになりますと、いうと、そういう場合には、ついおつくうになりまして、いろいろそういうことについて不便がございまして、それを政令で弾力的に解決をしてみよう、こういう趣旨でございます。

○柳岡秋夫君 私は、別に法律万能主義者ではないわけですが、しかし、最近の各省の行き方を見てまいりますと、官僚独善というか、何でも政令にまかしてしまつて、そうしてその面からひとつ権力を握つていこうというふうな動きが非常に多いのではないかと私は思ふのです。やはり必要なことはなるべく法文化して、そうして個人の意思によつてこれが左右されないように、かつてな解釈ができないようにしていくということが私は必要ではないかと思ふのです。したがって、この貸し付けの問題等についても、何か自由裁量が厚生省だけでできるようないまお答えでございますけれども、決してそういうものでは私はないと思ふのです。限られた予算の中でやるわけですから、やはり法文の中に明確にしておいたほうが、厚生省としても、対大蔵省との関係においても、もっと強

力な予算獲得のこともできるのじゃないかというふうにお思ひでございます。したがって、この点が私は問題ではないかと、こういうふうにお思ひますので、ひとつ御検討をお願いしたいというふうに思ひます。

○政府委員(黒木利克君) これはその他の貸し付けに関する法令の例になつたまででございますが、収納済みとなつたものと一般会計からの繰り入れ、この会計額で運営費に充当するといふような従来の貸し付けの法令の一般の慣例に従つたまででございます。ただ、現実には、この「収納済み」とありますが、従来は三分の一でございます、いまは、つい数年前の改正で二分の一になつたのでございますが、これを増加したがいのか減らしたがいのか、いろいろ問題はあつたわけでございますが、ただ、事務を円滑に、しかも、すみやかにやるということが、また、貸し付けを受ける人たちのためにもなつたのでございまして、大きな目で見れば、この費用が十分あるといふことは貸し付けを受ける人のためにもなるというところから、この辺で過去の経験にかんがみまして押えておるのでございしますが、しかし、お説のように、全部一般会計の繰り入れ等であるといふことも考えられますので、他の法令等との関係もありまして、いろいろ検討してみたいと思つております。

○柳岡秋夫君 私が一番心配するのは、いま局長が言われましたように、事務費をたくさん持ったほうが円滑にその事務が処理できるということからしても、結局事務費をたくさん確保するために返済の取り立てをどんどんきびしくしていく、こういう傾向が出てくるのではないかと、こういうことを心配するわけです。ですから、そういうことがない、とにかく返済についてはそれぞれ事情を十分考へてやっていくのだといふようなことなのであればけっこうでございますけれども、しかし、事務費を確保するためにどんどんやっていくということになりますと、この母子福祉という本来の趣旨からいって問題が起きるわけですから、そういう点で、こういう事務費なんというのはいくつまでやっていくという方向をせむとってもらいたい、こういうふうにお思ひます。

それから、もう一つ、いままでの条文の中にもあるわけでございますが、第十四条の二項に「この法律による貸付金の貸付業務を廃止したときは」といふようなことが書かれておるわけですが、これは私は必要ないんじゃないかといふように思ふのです。第十条の「(資金の貸付け)」で、「貸し付けることができる。」といふことになつてお

るからこういうふうになつておるのかどうか知りませんが、少なくとも、貸し付けをするといふことがはっきりしておるわけですから、これを廃止したときは廃止したときで、またそのときの新しい法律なりその他の政令によつて十分できることであつて、何かこれがあると、貸し付けそのものの条文が非常に消極的なような感じを受けざるを得ないので、したがって、第十四条の二項等については、私は、何か余分なような条文に感ずるのですけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(黒木利克君) 確かにこういうことは私もあり得ないと思ひますが、しかし、法律ではあらゆる場合をやはり予想して規定をしなければならぬので、従来の貸し付けに関するいろいろな法律の例になつて規定をいたしたものでございします。

○柳岡秋夫君 従来の例になつてといふことは、まあ法制上どうしてもこういうものを入れなければならぬといふことではある、私も不勉強であるから、その点はわかりませんが、しかし、何か先ほど申し上げましたように、貸し付けなど、その他一切の福祉に関する業務が、こういう条文によつて積極性というものが、何か阻害と申しますか、それがおるような感じを受けるわけでございます。

それから、保証人の問題でございますが、現在、連帯相互保証人の制度をとつておりますけれども、こういうものもやはり形式的に流れ過ぎるのではないかと、こういう相互保証人制度についても、この際、改めていく必要があるのではないかと、このように思ふので、すけれども、その点もひとつ。

家庭の意見等も聞いて、そうして運用

るわけでございますから、その母子家

思うと、第三条には「責務を有する。」

でほんとうにどういふふうな金が借り

なわれるのか、幾らまでどういう場合

に借りられるのか、こういう点をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○政府委員(黒木利克君) この母子福祉の貸し付けの条項は、十数年前に議員立法になりました母子福祉資金の貸付等に関する法律の条項を、あるいはその実体を大体において引き継いでおるのであります。貸し付け資金の種類、あるいは貸し付け対象、あるいはその限度額、貸し付け期間、据え置き期間、あるいは償還期限というようなものは、母子世帯の方も、この十数年やっておりますから、大体御存じのことだと思ひます。たとえば事業開始資金で申しますと、貸し付け金額の限度が二十万円、据え置き期間が貸し付けの日から一年間、償還期限が六年以内というようなことで、詳細な内容は政令以下に譲られて明らかにしておるのでございます。それから、貸し付けの事務は、先ほど申しました母子相談員がいろいろ中心になってお世話をするのでございますが、県の福祉事務所が主としてこの事務に当たっておるというようなことでございまして、現在のところは、申請がありました場合に、母子世帯であり、条件を具備しておるものはほとんどが貸し付けられておる。却下の件数も少しございますが、この原因を調べてみますと、むしろ資金が欠乏しておる中小企業の金融と異なりまして、資金の欠乏よりも、むしろ貸し付けることのできない欠格条項と申しますか、子供が二十歳以上になっておるとかいうような欠格条項によるものが多いという現状でございます。

○阿具根登君 事業開始の場合の資金は二十万というのは、中小企業、零細

企業と一緒になんですね。十数年前つくったやつです。いま二十万円で何か事業ができませんか。十数年前は物価はどのくらいだったかと思ひますか。あなたがたがこういう法律案をおつくりになるなら、十数年前こういう法律ができておったが、いま物価はこれだけ高くなった、先のほうにたばこ小売りのことも出ておりますが、たばこ小売りの二十万円でできたやつももう少し上げてやるべきだという気持ちはあるべきでしよう。私はそれを言うのです。二十万、それは借りるほうは少なくてもできれば、返さなければならぬ金だから、少ないほうがいいかもしれないけれども、最近の物価高で、とてもそれじゃやっていけない、こう思ふわけですね。そうすると、こういう法律を改正する際こそ、十数年前つくった法律でございまして、その資金ではどうしても足りません。多ければ多いほうがいいかもしれないけれども、百万円も二百万円も貸すというわけにはなかなかいかない、こういうことはあると思ひます。しかし、たとえば二十万が五十万——必要でない方は借りないでしよう、返さなければならぬ金だから。しかし、このくらい親心があつて、それで一条、二条、三条の文章が生きてくると思ふ。一条、二条、三条のこういううらばな法律をつくるのに、十数年前につくった法律をこれに援用しておりますというのはいかがいじゃないですか、いかがですか。

○政府委員(黒木利克君) 確かにお説のように、この貸し付ける内容は改善しなくちゃならないというので、この十数年間たびたび改善をいたしておるのであります。この事業の資金の問題も、事業開始資金と事業継続資金というのがございまして、これも最近では一回について十万円以内ということになっておりますが、これも一回きりではありませんが、運用を効果的にいたしておるつもりでございます。この開始資金と継続資金でいろいろ事業の援助をしておる。しかし、最近未亡人団体のもつぱらの御要望が、子供の修学資金、あるいは入学支度金、それから住宅資金と申しますか、そちらのほうにだんだん要望が強くなりまして、それから、そちらのほうの改善のほうに努力を払ひまして、事業開始資金の問題につきましまして、この数年はあまりいじつていないのでございまして、これも未亡人団体の、あるいは未亡人家庭のいろいろな要望を聞きまして、これも最も重要なものから改善をしていきたいということでも考えておるわけでございます。ただ、この法案がございまして、プログラム的な調停的な規定になつてしまつたのも、実は、予算の編成が一応済みまして、未亡人団体等の御要望から急にこの法案をつくることになつたのでございまして、その内容の問題よりも、母子福祉法という新しい法律をつくりまして、まあ母子福祉のリヴァイバルと申しますか、だんだん戦争未亡人の方たちが少なくなつてまいりまして、母子世帯の実態もだんだん変わつてまいりましたから、しかも、従来の施策がいささかマンネリズムになつたから、いささかマンネリズムになつたから、いささか新しい法律の立法によつてもう一度リヴァイバルをしよ

う、内容よりも、むしろそういうことで新しい法律をつくつてこれから内容をよくしていこう、その先がけの意味で、内容よりも、こういう法律を新しくつくることに大きな意味を見出して立案をしたような次第でございまして。

○阿具根登君 いや、率直な御答弁で、さすがだと思ひます。私はまた違つた答弁があるかと思つて考へておつたのですが、率直に、厚生省は予算編成前は出す気はなかつたのだ、予算がきまつて、母子福祉家庭からの非常な陳情があつたから、内容はそろわなくても、まずまずこれで出して、この次にこの内容を整備するということを書かれたと思ひます。ただいまの答弁でそういうふうな解釈いたしました。そうすると、私はさき申し上げましたように、訓詁規定が羅列規定であつて、一つも実がないという感じがしておつたのですが、そういう実情があれば、そういう実情で意見をまぜて申し上げていきます。ただいまの資金の問題でも十分御勸案を願ひたいと思ひます。

それから「売店等の設置の許可」ですね、事業内容に入つていきますが、これも非常にけつこうだと思ひます。そして「国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設の管理者は」となつておつて、そのあとで、日本専売公社はたばこの小売りを優先的に許さねばならないと、こういうふうな書いておるのです。これもけつこうだと思ひます。ただ、一つ疑問に思ひますことは、専売公社のたばこ小売りをやらせるとおつしやるのは当然だと思ひますが、それで駅に關することは何もこれには書いていない。「公共的施設」ということは書いてある。しかし、現在の駅というものは民衆駅で、国鉄だけで建てている駅ではない。これは御承知のように、自治体が相当な金を出して、そうしてできた民衆駅です。ところが売店はほとんど弘済会がやつておる。汽車の中から弘済会の独占事業です。なぜこういうところへ未亡人は入れられないか。現在、今度できた博多駅を見てもらなさい、東京駅を見てもらなさい、新宿の駅を見てもらなさい。どえらい駅——駅というよりも、商店を一まとめにしたものなんです。売店なんですよ。そういうところへ優先的に入れろというのをなぜここに書けないか。専売局には書けるけれども、なぜ国鉄には書けないか。そういうところは未亡人の職がうんと私はあると思ひます。どんな小さな駅でも週刊誌、新聞、牛乳、そういうものを売つておらないところはない。非常にそれは売れておる。ところが、たばこの専売局だけは出しておるけれども、一番だれでも感ずる駅の中に未亡人が入るようなことは書いてない。公共施設に入れておるというなら、そんならたばこ小売りも公共施設の中に入らるわけ、私は旅から旅をしておりますが、汽車に乗るたびに思ふのです。あれだけのりつぱな駅、あれだけのりつぱな店を一部の人たちだけがやつておるじゃないですか。こういうところこそ未亡人をまつ先に使えという規定を入れられないかと、こう思ふわけですが、いかがですか。どういうふうに国鉄とはお話し合いになるつもりですか。

○政府委員(黒木利克君) この十六条

の「公共的施設」の中には、当然国鉄の駅は入るわけでございますが、おっしゃる通りに、実績というものが無いのでございます。ただ、たとえばお説のように、新宿の民衆駅の売店等につきましても、資金の規模が大規模な規模でございまして、はたして未亡人個人としてこれを買入れることがあるかどうか、まあいろいろ問題があるうかと思ひますが、ただ、この貸し付けの種類の中で、未亡人団体の母子福祉団体に對しまして百万円程度の事業開始資金を貸し付けるという規定がございまして、これでも百万円程度でございまして、大規模なものには無理かと思ひますが、この程度でございまして、今後も折衝を続けてまいりたいと思ひます。ただ、実情は、残念ながら先ほど申しました弘済会あるいは労働組合等の共済事業と申しますかの売店等と未亡人の売店等との競争がございまして、いろいろこういう職場の開拓については苦慮いたしておるのでございまして、関係方面の御協力を得て、母子福祉の御理解を得て、これについては、できるだけ厚生省としても職場開拓に力を尽くしたいと思ひます。

○阿具根登君

そういうことはわかっておるからこういう法律をつくるのでしょ。そういうことができれば未亡人は何ほでも進出できますよ。そういうことができないから、ここに「母子福祉団体からの申請があったとき」としてあるのです。それでは、この未亡人というのは少し大きな事業はできないのか、未亡人の団体がやろうとし

てもできないのか、こういうことにな

るわけなんです。そうすると、駅なんか一部の人が独占しているじゃないか。利用しているのは一般国民全員です。そこになぜこういう方を入れないか。だからこそ、私は、こういうやつこそこの法律に入れると言ひたい。そうしなかつたら、あなた公共的施設と言ひたいけれども、私が言うように、これじゃ駅に入れません、絶対。あなたが自信があるなら入れてください。駅に入れません、こんなことでは。ここにちゃんと法律で、たとえば民衆駅なら民衆駅の売店等についても特に考慮を払うべしといううな義務規定でも入れなかつたら、だれがこれを交渉しますか。交渉したてが入れられませんか。だれもできませんよ、これは。だから「公共的施設の管理者」云々と書いてあるけれども、これはただ書いてあるだけで、これは利用できないのです。第一、一番利用の多いはずの国鉄に交渉ができぬようなことで「公共的施設」と書いて何になりますか。地方自治体の、あるいは市役所とか県庁でたばこを売るのもいいでしょう。それもいいでしょう。それは地方自治体だからいいでしょう。けれども、それじゃ国鉄だけなぜほかの人を入れないのか。市役所だって県庁だってみんなが使つておるところです。駅だってみんなが利用しておるところです。その駅にだけなぜ未亡人を入れないのか。私はこの規定では絶対入れないと思う。だから、ここにたばこの専売局まで並べたら、なぜ国鉄の構内売店等には優先的に未亡人を認めるということを入れないか。そうしなかつたら、いいと

ころは力の強い人が食つてしまつて、結局は、また未亡人は何かに泣きつてこなければならぬのです。二十万円貸し付けられて、それで細々と生活しなければならぬから、いつまでも貸し付け資金を貸してくださいますか、修学資金を貸してくださいますか、事業資金を貸してくださいますか、こういうことになるのです。生活が安定しているなら、そういうものは要らないのです。だから、一条、二条、三条にいわれているのと自身は全く違ひます。たつたこれだけの一条、二条、三条にいわれているようになりつぱなことをいわれているなら、それぐらいのことは当然やるべきです。

それから、住宅の問題でちよつとお尋ねしますが、これは住宅千五百戸を割り当てられて、三分の二しか消化できないとおっしゃる。これはあたりきです。それは今度炭鉱離職者で一万数千戸建てたけれども、通うのに何十分も何時間もかかるから、それでは低賃金で通えといつたて無理です。だから、池田さんが、もっと物価を上げぬでも、土地でもうんと下げも、あの人はだめですよ。だから、土地が上がるから、あなた方家を建てられぬというのでしょ。土地は上がりつぱなしですよ。いまの時の政府といふのは土地ブローカーみたいなもので、土地ブローカーを押さへ切らぬですよ。上がるばかりですよ。肥料も何もやらぬ土地がなぜそんなに上がらなければいかぬですか。だから、そこに家を建てようと思つても、ちよつとそれは無理だから、これはたとえば市役所が持つておるとか、あるいは果が持つて

ましては協力をいたすつもりでおるのでございますが、御意見を十分取り入れまして、建設省と交渉してみたいと思ひます。

○阿具根登君 以上で私は質問を終わります。ただいま説明の中に言われまして、とにかく母子福祉法というやつは母子家庭から非常に強い要望があつて、予算はこれに伴つておられないけれども、こういう考え方で進まねばならぬという気持ちでつくつたのだとおっしゃるし、私が何ほこで主張しても、これを改正するとならば、おそらく今国会では間に合はなかつた、これを改正するとならば、やはり今国会では間に合はなかつた、そうすると、せつかく希望されておつた母子家庭の方々に、かえつて失望を与える結果になる。だから、私はまあこれで賛成いたしますが、この一、二、三条を十分ひつと勘案されまして、特に厚生大臣は、まあこれはこういう関係については非常に御熱心でございまして、この次にはこの内容を、ただいま私たちが申し上げたような問題を、もちろん私たちの言うとおりにばかりはならぬと思ひます。しかし、できるだけ現実的に、たとえば家を建ててやるならば、それに喜んで住まわれる家を建ててやるのか、あるいは金を貸してやるならば、それで喜んで職場が持つてるとか、あるいは特に私は国鉄の問題を力を入れて申し上げましたが、これはだれが考えても私はそうだと思うのです。国鉄なんか昔のように、ただ駅があるだけじゃないのです。駅の地下何階までも、もう多くの店があるわけなんです。で、そういうところは金があ

いならば入れないぞというなら、これはちよつと私はおかしいと思うのです。公共の施設ですね、公共の施設に、金がないならば店も出せないし、人も入れないということになれば、これは公共の施設じゃないように私はなるのじやないかと思うのです。そういう点から大臣にひとつ御勘案願ひまして、駅等でも、この母子家庭の方々が仕事ができますように、格段のひとつ御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(小林武治君) ただいまの御意見、そのとおりでございますが、これはまあ私も、ことしこういう立法をすることはどうかと思ひました、とにかく形だけでも充足をしてもいい、こういうふうな強い御要望があったので、私ももうむなくその御要望に沿うたという、こういうことであります。内容は全くお粗末しごくであります。この一条、二条、三条などから見ても、全く看板に偽りあり、こう言わざるを得ないのであります。御意見は私も一つひとつともと存じますので、できるだけその御趣旨に沿うように、これからこれをいものにのしていききたい、こういうふうな考えておりますし、また、来年の予算の要求ももう迫っておりますから、皆さんの御意見をひとつ取り入れて、ぜひひとつこれを改正する方向へ持っていきたい、かように考えております。

○小平芳平君 簡単に一、二点お尋ねしたいのですが、いまの住宅のことですが、母子寮は、いま非常にぶつこわれそう、まるつきりお話にならない。昼間行っても薄暗いような廊下で

あるとか、あるいは床が抜けていて、その抜けている床を補修するのに、わざわざつまずくように補修がしてあったり、そういうような非常に悪い母子寮が現にあるのですが、そういう点は、この第二種公営住宅の問題はわかりましたけれども、このことはあとでお尋ねしますが、その前に、現在の母子寮を建て直されるおつもりか、もつとどどん積極的に建て直して、住みよい母子寮を建設していかれる予定か、それについてお尋ねしたい。

○政府委員(黒木利克君) 母子寮は、現在六百四十三施設あるのでござい

○小平芳平君 それで、現在の老朽化した母子寮をさしあたりつくり直さなければ非常に環境が悪いというものを厚生省としてはどのくらいに見ておられるか、それは何年計画で、十分といかないまでも、新しく再建できる見通

しかどうか、お尋ねしたい。

○政府委員(黒木利克君) ただいま詳細なものは手元にございせんですが、社会局、児童局合わせまして、老朽施設として復旧をしなければならぬものが、たしか二七〇程度ではなかったかと思うのでありますが、これを大体五カ年計画で復旧をしていこうというふうなことで、昨年からこの予算化がなされたのであります。これは老朽施設の復旧のみならず、新設のものも合わせまして、本年度は二十五億円の予算が計上されておりますが、この予算によって復旧をしまいたいというふうな計画でございします。

○小平芳平君 それで、その新しく建てたところには同じ条件で入れるわけ

○小平芳平君 それから、厚生省のワで千五百戸ですか、そのうち千戸で

きたというこの第二種公営住宅の扱いはどういうような特別扱いになつて

○政府委員(黒木利克君) これは先ほどお答え申しました、厚生省から建設省に対する申し入れで御説明をしました

○小平芳平君 この次官から次官に

○政府委員(黒木利克君) 実は、低所得者の住宅行政の問題になります

子寮の規定は入っておりますが、次の改正の機会にはこの母子寮の規定を

○小平芳平君 ぜひその点を具体的に

○政府委員(黒木利克君) これは児童局、社会局共通の施設の経営の問題で

というたてまえでございませう。それが最近では、だんだんいわゆる低所得階層までその八割の国庫負担の対象にいたしておるのでございませうが、しかし、あくまでもやはり生活保護なり、あるいは低所得階層の人たちに対して、国の責任として八割負担するのだというたてまえでございませうから、それ以上の収入のある階層に対しては、八割を負担して以上は、所得のもっと高い者は必要な経費というものは実費を徴収するといふたてまえにならざるを得ないのでございませう。したがって、国が八割を負担をしておる対象は、少なくとも低所得階層以下の所得の階層、それ以上の収入のある階層につきましては必要な費用は徴収をする、こういうような根拠でございませう。

○小平芳平君　まあそれは母子寮にいます家庭で、十分収入があつてそれを負担する――まあだれが見ても負担しなければならぬような家庭でそういう経費を負担するといふのは、それはわかりませうけれども、実際問題として、これは私がちょっと聞いたところで、これは二人家族、三人家族、四人家族といふふうに、家族構成によつてきまつていますね。それで、しかも、どこにその収入があるか、あまりはつきりしない家庭はその負担をしないでも済むわけですね。まあごまかしがきくと云つちやあ変ですけれども、実際に、たとえば母子寮にいなが学校の給食のほうへ通つてゐるとか、そういう確実なところへつとめてゐる人は、わずかな一何千円の収入にまあ多少なりともゆとりがあるなら、早く貯金でもして、それで母子寮からそれこそ第二種

公営住宅へでもかわらせてあげるのが、それがたてまえでなくちゃならぬと思ふのです。それがちよつと私に持つてこなかったのですが、どのくらいの人々が納めてゐるのですか。

○政府委員(黒木利克君)　これは実は母子寮だけではありませんで、ほかのあらゆる社会福祉施設に共通の問題ですが、徴収基準というのがございませう。八割の国庫負担をするためにこれはやむを得ない制度だと思ひますが、A、B、C、D階層といふふうにならば、かに分けてみて、A階層といふのは被保護階層であります。これは全然無料でありませう。それから、B階層といふのは住民税を納めてゐない階層であります。これも大体無料でありませう。それから、C階層といふのは、これもいろいろ段階を設けておる場合がありますが、大体住民税を納めてゐる。これは低額を徴収してゐる。D階層といふのは所得税を納めてゐる者、これは実費を徴収するといふので従来やつておるのでございませう。

○小平芳平君　ですから、たてまえは、それは相当に所得のある人が税金も納めて、また、そういう公的に負担をするといふたてまえは、それは私も当然だと思ふのです。たてまえは当然だと思ふのですが、現実問題として、ちよつといふ持つてこなかったのですが、たとえば三人家族で幾ら以上収入のある人が徴収されるわけですか。三人家族で正確に――たとえば一万七千円ぐらいじゃなかったかと思うのですが、そのくらい収入の人からどうしても徴収していかなければならぬいかどうか、ここに問題点があるといふことを申し上げてゐるわけです。

で、大体母子寮へ入りたくて入つてゐるというよりも、これはもう公営住宅なら公営住宅で、もつとゆつくりした気持ちで子供を育てたいという希望は重々持つてゐるのだが、現在母子寮にゐざるを得ない、ときたままた、ちよつといふ就職先があつて一万何千円の給料をもらうようになったら、とたんにそういうふうになりつたという納付金を取めなければならぬといふようなところはよくよく検討されて、どうしても取る場合でも、基準をうんと引き上げるなり、とにかく母子寮にゐる人たちが、少しでもゆとりがあれば貯金をするなり引越していくなり、道を構へるようになつてあげてもらひたい、そういうことを申し上げてゐるのですか。

○政府委員(黒木利克君)　確かにおっしゃるとおりで、できるだけ負担は軽くしたいといふようなことで、いままでも大蔵省方面と予算折衝をしまして、この徴収基準の改定をたびたびやつてきたのでございませうが、ただ、根本的には、生活保護基準とかいふような問題、あるいはボーダーライン階層、いわゆる低所得階層といふものをどの線で引くかといふような、他の全般の施策との関連がございまして、母子寮だけを特別扱いにはできないのであります。しかし、御趣旨は全く同感でございませうから、できるだけ軽微な徴収をするように努力をしてまいりたいと思ひます。

○藤原道子君　私は、先日御質問申し上げましたし、いろいろお伺ひしたことを持つておりますけれども、先ほど来同僚議員からいろいろたして

いただきましたので、特に一番問題にしておりました住宅の問題や入学支度金の問題、あるいは非常勤の問題、これらについてやや見通しがつきましたので、この点はかたく御信頼を申し上げます。必ず実現をしてほしいといふことを、時間の関係もございませうので、強く要望しておきます。特に私が先日の質問で、修学資金は、中途で試験に失敗した場合、次の年に試験に合格しても修学資金がいただけない。これはこの法律の趣旨にも反すると思ひますので、その点は十分御考慮願ひまして、何らかの措置でこの恩典に浴せたいと思ひます。

それから、いま一つは、この第五条の定義のところをございませうが、妊娠中に夫に死別する、あるいは生別する。ところが、もう胎児はすでに身ごもつてゐるわけがございませうので、通念からいって、私は、これは適用の範囲に入らぬと思ふのでございませう。少なくとも、いままでの世帯をたんでどこかへ移らなければならぬ、こういうときには転宅資金も要する、あるいはいろいろの問題もある、あるいはちよつとした技能習得資金ですか、これなんかも必要になるのじゃないか、こういうようなことで、従来はこれがはずれてゐたように思ひますので、妊娠中の人にもこの法が適用されると私は思ふのですが、それに対してあとで御答弁をいただきたい、こう思ひます。

それから、時間を急ぎまして、早口に重ねて言ひますけれども、法律が通つたからつて、またあとでたすことはただせると思ひますので、厚生省にはこの程度にいたしまして、労働省の婦

人少年局長をお呼びしておきながら、時間がなくなつてまことに残念でございませうが、この母子世帯の就職の問題でございませうが、これはぜひとも優先的に、もつと愛情ある御努力をお願いしたい。その母子世帯の未亡人の働く場所といつたしまして、多くサービス業がございませうといふようでございませうが、そういうところは固定給もないし、あるいは深夜の業務になるようでございませうので、こういう点の御調査、あるいは御指導等を私はおぼろけしたい、これを特にお願いしておきます。

それから、未亡人の就職の場所には、あるいは学校の給食婦なども入つてゐると思ひますが、ビルの掃除婦とか、あるいはまた緑のおばさん、保育所の助手など、いろいろ開発すれば幾らもあるように思ひますので、そういう点でも、ぜひともあたたかい御配慮を私はわすれられたい。

さらに、いま一つは内職の問題でございませうが、このごろ内職の内容がだいぶ変わつてまいりまして、団地の奥さんたちがやる高給の内職もございませう。ところが、大資本の大企業あたりでも、いままでは雇用をした者がやつてゐたものでも、いろいろ労働法規等でうるさいものだから、このごろ内職に出してゐる傾向が強い、弱電機などでもそうでございませうが、そういうところでも不当な搾取が行なわれる、こういうことを耳にいたします。子をかかえた未亡人が、常勤ができないために、内職で細々生活しようといふような場合に、搾取が意のままに行なわれておるいまの内職の実態は、はなはだ遺

憾でございますので、家内労働法をつ

導あつせん、こういうところへも特に
力を入れていただきたいということ
を、きょうはその程度にして、またい
ずれ労働委員会がこの点についてはい
ろいろ御質問を申し上げたいと思つて
あります。そういう点で、せっかく
できた法律ですが、先ほど来お聞きの
ように、内容が非常に弱いのです。で
すから、これをぜひとも実施の面にお
いてカバーしてこれを推進していくと
いうふうに私は労働省にも御協力を願
い、さらに、厚生省にも特に要望申し
上げて私の質問を終わりますから、い
まの点についての御答弁をお願いした
い。

○政府委員(黒木利克君) 厚生省に先
にお尋ねがございましたから、私から
お答えいたしますが、実は、確かに二
つの御質問は問題たるを失わないので
ございますが、いろいろ法律的にむづ
かしい問題があるのでございます。第
一の問題は、入学試験に落第をした、
そういう理由で貸し付けの対象として
不利に扱うというのではなしに、たま
たま貸し付けの開始の時期が二十歳以
上であったという場合には、残念なが
ら、この法律で二十歳以下の児童しか
対象に入っておりませんから借りられ
ない、欠格になるということござい
ます。ただ、例外として、十九歳で大
学に入りまして、二十歳になりました
も継続しておる場合には貸し付けの
対象にするという規定がようやくある
のであります。これは例外でござい
ますが、例外規定のさらに例外という
のはなかなか法律的に困難でございま
すが、また、さらに検討をさしていた

だきたいと思ひます。

それから、第二の問題の「児童」の
中にいわゆる胎児というものを含むか
どうかという御質問でございしますが、
これは先ほど御指摘がありました第五
条の定義に、ここで「児童」とは、二
十歳に満たない者をいう。というふう
に書いてございします。これは児童福祉
法では、児童福祉法の「児童」は十八
歳に満たない者をいい、児童を左の
ように分ける。』といつて、乳児、幼
児、少年というふうに規定があるので
ございします。そこで、一般的な法律で
は、これは民法でもそうでありませ
うが、私権ノ享有ハ出生ニ始マル。』と
いうことで、一般に「児童」という場合
には、どうしてもやはり生まれてから
後のこととございまして、胎児を対象
にする場合には、何かやはり特別の理
由、特別の規定が必要になつてまい
るのでありますから、一般法でござい
ますから、どうしてもやはり母子福祉
法で積極的に胎児を含むというふうな規
定をすることも、民法等の関係で、非
常に無理であらうというので、現在は
含んでいないのでございしますが、確
かに夫に死に別れてたまたま妊娠して
おつたという者をこの対象にするとい
うことは、したいものだとも思ひます
から、さらに法律的に検討をしてみたい
と思ひます。

○政府委員(谷野せつ君) ただいま先
生から御指摘いただきました第一の、
未亡人が好ましくない比較的サービス
的な仕事に入つてまいります傾向がこ
ざいます点につきましてものお尋ねで
ございしますが、婦人少年局といたしま
しては、今後におきまして風俗営業に従
事しております婦人の労働条件を調査

いたしますことによつて、労働条件
を、不当に搾取されることがないよう
に、その間において婦人なるがゆえに
好ましくないことが行なわれるという
ことのないように進めてまいりたい考
えてございします。

第二点につきましては、未亡人のよ
うな家庭生活の責任を持つております
婦人が、今後職業により多く使われ
まいります傾向があると存じます。婦
人少年局といたしましては、婦人少年
問題審議会にたゞいま御研究をお願い
いたしております。婦人労働力の有
効活用、とりわけ家庭に責任を持つて
いる婦人をどのようにして有効に雇用
市場において働いていただくかという
点についてたゞいま研究をしていただ
いておりますのでございしますが、未亡
人のような家庭に責任のあられる、し
かも、婦人が働かなければ家庭を維持
していくことの困難なような方のため
に、条件を整えることによつて適職と
いたすことができると存じますし、ま
た、適当な保護とか訓練、あるいは社
会施設などにつきましても、社会的な
援助を整える問題について十分に御研
究いただきますことによつて何らかの
お答えができました場合に、私どもとい
たしましては、できる限りその方針を
進めるために努力をさせていただきます
と思つております。

それから、第三の内職者の問題で
ございしますが、先生から御指摘いた
されたように、今日におきましては、
確かに内職の実態が変わつておるの
でございします。婦人少年局が所管し
ては、最も生活に必要な方々を優先
的に、しかも、条件を不当に落とすこ

とのないような形において内職の機会
をあつせんする、そのような形におい
て今日進めておるのでございしますが、
さらに内職の実態がかわりましたして、
今日では、なお内職者の保護の上にお
きましていろいろ問題があると存じ
ますので、さらに私どもは調査を進め
ながら、可能な限りにおきまして家内
労働法をつくり出す方向において私ど
もは努力をいたしてまいりたいと存じ
ます。なお、内職公共職業補導所につ
きましては、現在全国に三十七カ所設
けられておまして、この施設を中心
に、内職者の保護福祉をはかりました
に努力をいたしてまいりたいと存じま
す。

以上でございします。
○委員長(藤田藤太郎君) ちょっと速
記をとめて。
○委員長(藤田藤太郎君) 速記を始め
て。
○委員長(藤田藤太郎君) それでは、母子福祉法案(衆議院送
付)についての質疑は尽きたものと認
めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ない
ものと認めます。
この際、おはかりいたします。母子
福祉法案に対する修正案が紅雲委員か
ら委員長の手元に提出されております
ので、本修正案を議題といたしたいと
思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ない
ものと認めます。
それでは、修正案の提出者から趣旨
説明をお願いします。

○紅雲みつ君 私は、この際、母子福
祉法案に対する修正案を提出いたした
いと存じます。
まず案文を朗読いたします。
母子福祉法案の一部を次のように
修正する。
第七條第三項中、「非常勤とし」
を削り、同条に次の一項を加える。
4 母子相談員は、非常勤とする。
ただし、第二項に規定する職務に
つき政令で定める相当の知識経験を
有する者については、常勤とす
ることが出来る。
附則第一条に次のただし書を加え
る。
ただし、第七條第四項ただし書
の規定は、昭和四十年四月一日か
ら施行する。
附則第四条中「この法律」の下に
「(附則第一条ただし書に係る部分を
除く。次条において同じ。)」を加える。
以上でございしますが、次に提案理由
の説明をいたしたいと存じます。
修正案について、その提案の理由と
内容について御説明申し上げます。
母子相談員につきましては、この制
度ができましてから十二年を経過して
おりますが、近年、その業務につきま
しては、相当な知識経験をもちて処理
することを適當とするものも生じてま
いつておりますので、これらのものに
つきましては、政令で定める相当の知
識経験を有する者によつて処理させる
こととし、これらの者を常勤とする道
を開こうとするものであります。
次に、修正案の内容でありますが、
第七條第三項中、「非常勤とし」とある
のを削り、「母子相談員は、非常勤とす
る。ただし、第二項に規定する職務に

つき政令で定める相当の知識経験を有する者については、常勤とすることが出来る。」こととし、「ただし書の規定は、昭和四十年四月一日から施行する。」というものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(藤田藤太郎君) 本修正案に対し、質疑のある方は、どうぞ御発言をお願いします。――別に御発言もなければ、修正案に対する質疑はないものと認めて、これより原案並びに修正案について討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。――別に御発言もなければ、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。

母子福祉法案(閣法第九四号)(衆議院送付)の採決に入ります。

まず、紅露みつ君提出の修正案を問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 挙手総員と認めます。よって紅露みつ君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除く残原案全部を問題に供します。修正部分を除く原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 挙手総員と認めます。よって修正部分を除く原案は可決されました。

以上の結果、本案は、全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

しました。

○藤原道子君 私、この際、各党派の申し合わせによりまして、母子福祉法案に対する附帯決議を附したいと思ひます。その案文を朗読させていただきます。

母子福祉法案に対する附帯決議案

母子福祉法の制定にあたり、政府は、すみやかに次の事項を実施するよう努力すること。

一、母子福祉法については、その問題が重要なにもかかわらずその内容は十分と認められないので、雇用を促進し、自営等による自立の助長並びに住宅その他各般の問題につき更に強力な法的措置並びに行政措置を講ずること。

二、母子福祉資金の貸付制度については、更にわくの拡大、貸付条件の緩和改善等につき善処すること。

三、現在の母子相談員については、今日までの経験にかんがみ、つとめて常勤化するようその予算の確保に努めること。

以上でございします。

さらにはいろいろの点につきまして、まだまだ不適當だと思ひます。先ほど阿具根委員からの御指摘もございしたように、やはり民衆の売店設置等は、とりわけひとつ政府で考慮されることもつけ加えまして、この附帯決議案を提案いたします。

○委員長(藤田藤太郎君) ただいま提出されました藤原道子君提出の附帯決議案を議題といたします。

藤原道子君提出の附帯決議案に賛成

の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田藤太郎君) 挙手総員と認めます。よって藤原道子君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

厚生大臣より発言を求められております。これを許します。

○国務大臣(小林武治君) ただいまの御決議の趣旨に沿うよう努力をいたします。

○委員長(藤田藤太郎君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後二時二十八分開会

○委員長(藤田藤太郎君) ただいまより再開いたします。

社会保険制度に関する調査を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。藤原君。

○藤原道子君 私は、前回に続きまして、輸血の問題について少し御質問をいたしたいと思ひます。採血及び供血あつせん業取締法、これによりまして、「この法律は、人の血液の利用の適正を期するとともに、血液製剤の製造等に伴う採血によって生ずる保健衛生上の危害を防止し、及び被採血者の

保護を図ることを目的とする。」と、このういふふうに規定されております。ところが、今日の採血の状況を見ますと、一体この法律が生きているのかどうか疑問を得ないわけなのでございします。せんだつても御質問いたしたように、いまの採血の制度は、ほとんどが九七割が売血にたよっております。その売血も、売血者がほとんど固定化されて、いまや瀕死の状態のものが売血を續けておる、こういうことを当局は御承知でおいでになるか、この法律の第一条の規定がどのように行なわれておるかということからまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 現在の血液の供給源といふものは、藤原先生御指摘のように、固定した売血者層にたよつておるということは誤りのない事実でございします。現在の状況といふものは、先般も申し上げましたように、決して好ましい状態でないという事実は、私も十分これを認めておるわけでございまして、何とかして固定した売血者層から採血することとを是正していくということに、今後とも積極的に努力をいたしてまいりたいと存じておりますが、何ぶんにも、近代医学の進歩発展に伴ひまして、保存血液の需要といふものは、急激に伸びておるわけで、これを数字的に申し上げますと、この法律ができましたのが昭和三十一年でございしますけれども、昭和三十一年、三十二年ごろは製造量は二十二万から三万リッター程度でございましたが、これが現在には五十八万リッターということで、二倍半以上製造量が伸びておるわけでございします。これは片一方におきまし

て、手術に際しましての輸血量というものが非常に多くなつたということもあります。また、片一方におきまして、先生御存じと思ひますけれども、健康保険、いわゆる社会保険制度の進歩発展に伴ひまして、保存血液の供給といふものは、三十年以前はいわゆる個人負担ということになっておりましたが、これが全部保険の現物給付のほうに切りかえられることになりまして、少なくとも患者自身が被保険者の場合には自己負担が伴わないということとで、それ以前においては、手術の際等には、積極的に近親者、あるいは知人の方から血を出していただいたのが、やはり保険制度の現物給付によりまして、簡単に保存血が手に入るといふことであつて、これがコマース・ベースの線に乗りまして、一般血液銀行のほうで大量に採血をしてゐる。しかも、それが固定者層から採血を續けているという形になって今日の事態になつておることは、先生よく御存じのところだろつと思ひます。したがうして、私もどつとしましては、御指摘のとおり、法律に基づきました目的を十分達成するために努力いたしておるのでございしますけれども、被採血者の保護の点につきましては、現在の予算でもって、血液銀行におきまする採血の監視等を、若干の予算でございしますが、都道府県に委託をいたしまして、年に数回それぞれの検査を行つた、また、當時固定者層があらわれまして、たとえば東京都の山谷地帯、その他のブラッド・バンクには、週に二回は必ず医療監視員がかけつけて監視を續けるという形で鋭意努力しておるのでございしますけれども、何

ぶんに、全般的に私も必ずしも自信を持って十分な監視が行なわれておるといふようなことは申し上げられませんが、この点は、やはり私もとしましては、被採血者の十分な保護をはかるという問題も含めまして、やはりこのような固定化されました一般献血者層をどのようにしていくか。片一方におきまして、日本赤十字社がやっております献血運動、あるいは預血運動のほうにこれを逐次切りかえていこうという方向でもって、今後とも積極的に努力していく方向に十分な力を注ぎたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。きわめて弁解がましい申し上げようで恐縮ではございますが、現状としましては、先生御指摘の点は私も十分承知をいたし、また、きわめて残念なこととは存じておりますが、これを一挙にそれじやたとは献血に切りかえるというようなことをやりまして、そうなりますと、片一方におきまして貴重な保存血の供給がなくなる、ストップするという事態になつてしまい、医療のほうに重大な支障を来すということも考えなければなりませんので、この際、先般大臣が御答弁いたしましたように、今後根本的にどういう方向でこの問題を打開していくかということで、鋭意検討をいたしているところでござい

ます。

○藤原道子君 私、鋭意努力すると言われるのでございますが、この間速記録を上げて見ましたら、昭和二十三年、私がまだ衆議院の当時、輸血問題を取り上げていたのであります。それからきょうまで何年かたつてきた、ところが、好転するのじやなくて、むしろ

悪くなつてゐる。問題になると鋭意努力いたしますでは、もうすでに最近の新聞紙上等を知らんになつて、私はこれじやいはないというふうにお考えになつたと思うのでございしますが、もう寸刻の猶予もできない状態に入つてい

ると思ひます。

そこで伺ひたいのですが、週に二回は調査しているということでございますが、これは日本輸血学会の出しております雑誌によりまして、調査日には平均合格率が三一・一％、非調査日にはこれがぐつと合格率がふえて六二・八％になつてゐる。それから日赤が出しております「救われて救つて献血よ社会」、こうした雑誌によりまして、やはり非調査日には合格いたしましたのが四七・一、調査日には一六・六と、がたつと落ちてゐるのです。それで、かれらが言うところは役所に行つて黒板を見ればわかる、だから、そのときにはかげんすべしといふのだといふことをぬけぬけと言つてゐる。とにかくこうした調査日と非調査日の合格率が非常な格差があるということになれば、かれらが不合格品をどうん合格の中に入れて売り払つてゐるということとは明らかじやありませんか。これが私は問題だと思ふ。ところが、法律の中には、「営利を目的として採血しようとする者であるため」云々といふところがあるのです。こういう被採血者の保健に支障を来すおそれがあるときは認可を取り消すことができるのか、いろいろある。こういう薄い血を売られた人は効果が薄いと同時に、売つてゐる人の健康というものが破壊されてゐるのは論をまたない。こういうことに対してきょうまで調査日と非調査日の合格率の格差ということについて何か調査なさつたことがあるか、調査の結果処分されたことがあるか、この点をお伺ひしたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 血液銀行に對します取り締まりの監視状況でございますが、これは大まかに分けまして、大体四つぐらいというふうに分けられるのでございまして、第一は、献血者の血液比重測定、硫酸銅液で血液の比重測定をいたすのでありますが、その硫酸銅液でどの程度が適当であるかどうかというのを試験いたしますのが第一でございます。

それから、第二は、先生ただいま御指摘の献血者の血液比重合格率の調査ということ、これは調査日をきめてまして、はたして合格者の状況が非調査日に比べてどうなるかとおるかというのを調査する血液比重合格率の調査、これが第二でございます。

それから、第三は、保存血液の血液沈層測定調査といふのをやりまして、これは血液沈層の測定調査でございます。血球がどの程度沈層しておるかというのを測定をいたしまして、結局低比重の献血者から採血をしておるのではないかとこのことを防止するため調査でございますが、これが第三でございます。

第四は、健康診断等の実施状況をいたすわけでございまして、これが各都道府県に委託をして行なつておる調査の概要でございます。それで、御指摘の、献血者の合格率の調査でございますが、一応私どもは年一回これをやるというところで、一回三日間の調査を行なつておきまして、先生の日赤のほうから出ました調査の中身と、これは全国平均になつておりますので、若干違つて存じますけれども、昨年の二月に行なわれました一斉調査の成績を申し上げてみますと、調査日の平均合格率は五二・二％、それから非調査日の平均の合格率は五〇・三％ということになりまして、差は一・九％になつております。結局、御指摘の点と多少違つてまいりますが、これは地域的な分布の差と存じますけれども、全国平均で見ますとちよつと差が少くないわけでございますが、いづれにしても、調査日のときの合格率のほうが非調査日よりよい、つまり調査したときにはなるべくいい合格率が出るという一般の血液銀行の態度をこの数字は示しておると思ひますが、いづれにしても、とにかく合格率が五〇％前後というところ自体が私どもは問題であると思ふのでございまして、これはやはり何回も頻回採血をする献血者層というものも固定化されておるために、合格率がきわめて低い状態になつておるというところは偽りない事実でございます。この点は全般的な、根本的な問題として検討しなければならぬと考えておるわけでござい

ます。

○藤原道子君 そういうことが明らかに出てゐるんですから、調査しなきゃならないというのではなくて、調査をされ、それに対して中止するなり、あるいは処罰された例があらひになるかどうかということをお伺ひたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 調査の結果、違反の状態がみえます場合には、この血液比重合格率の調査だけにとどまらず、血球沈層測定調査の場合、あるいは硫酸銅液の収去試験の場合に不適

格なものも出てきておるわけでございます。これにつきまして、十分その血液銀行に對しまして警告を出しまして、そのすみやかなる是正につとめようといひたいとおるわけでございますが、けれども、ただ、それに基づいて行政処分、あるいは場合によつては業務停止とかいふふうなところまでいまでも処分をいたした事例はないような状況でございます。

○藤原道子君 私はどうも納得がいかないのです。事は命に係る問題ですから、違反はあるけれども処罰をしたことはない、これで済ませたといふんじや、患者は一日も安心して生きることができないと私たちは思うのです。ことに私は、最近取り上げられました読売新聞、あるいは朝日新聞、毎日にも出ておりましたね、ここに血液銀行の技師が身ぶるいをするということが出てゐるんですね。腐つた輸血で死んだ人が出たとか、今後も必ず出るんじやないか、きょうは出やしないかと思つてびくびくしてゐる。ところが、血液銀行では、これをこの血は危険だからやめたほうがいいと思つても、業者に五百円で買った血が千六百幾らに売れるんですから、千六百五十円、これで売れるんだから、みすみす金を損するじやないかといううなことを強要して、それを合格のほうに入れてゐる。それから、それをやつてゐるところは「シモタ屋で、台所か、フロ場に冷蔵庫を一つ置き、運転手を住まわせてゐるだけだ。そして、その血液の申し込みがあつたときに融合というんですか、する場合に運転手がやつてゐる。それを私たちは輸血を受けるわけなんです。きたないふろ場の隅に冷

蔵庫を置いて、そこで命を守る輸血の操作がなされておる。これでまた病院に持って行った場合に、さらにこれの検査をしておる病院ばかりではないようでございます。たしか一定の資格が要るはずでございますが、それが資格のない運転手さん、車の運転は一人前でございましょうが、この人に輸血の検査だの融合するまぜ合わせる、交差試験というのですか、これを運転手がやっているところが現にある。これは血液銀行の技師長が言っているのでもございますが、そういう例をお聞きになったことございますか。この新聞お読みになったことございましょうか。それが都内に現存している。これを一体どうお考えでしょう。

○政府委員(熊崎正夫君) 新聞にそのような記事が出ましたことは私も承知をいたしておりますが、ただ、いわゆる採血をやります一般の血液銀行の採血場所が先生がいまお読み上げになりましたような事態というものが私も起こっておりますと承知しておりますので、一般血液銀行の採血を行なう場所には厳重な構造基準がきまつておりまして、無菌室、その他設備基準を十分順守するようにやっております。いま先生のお読みになりましたようなところは、これは保存血液を採血いたしました、これを医療機関に届けるまでの途中の段階で、交差試験その他行なわれる場所であるという事実があったのではないかと、こういうふうには私も考えておるわけでありまして、この点につきましては細菌製剤課長が詳細承知いたしておりますので、山形課長のほうから答弁していただきます。

○説明員(山形操六君) ただいまの藤原先生の交差試験に関する問題でございますが、御存じのとおり、A型、B型等の四つの型に分けました試験は血液型検査で簡単にできます。しかし、それ以外に、特殊なたん白体の検査をするためにこの交差試験の試験法というのが非常に進歩してまいりました。これは普通病院で手術に立ち会ったドクター自身が患者の血清、血球、それから、輸血される血球と合わせて、その異種たん白体があるかどうかを調べて、A型、B型等に加えて確かめる検査をやっております。ところが、現実問題として、たくさん手術患者を控えた病院等では、なかなか昔のように外科の医師さん自身が交差試験までやる時間がございませんで、しばしば血液銀行の技術者に依頼してしまふという傾向が出てまいりました。これはあまりに血液銀行業務が分化して専門化したせいもございますし、やる件数がふえてきたということから、手術する先生自身が調べないで、技術的な人が調べるほうが、かえつてなれてきたという、一つの血液銀行業務における医師側に対するサービスだと私は解釈しておりますが、そのような現実が出てまいりましたのであります。ことに最近では救急措置等の問題につきまして、夜中に急に小病院等へまいりました場合に、しばしば手術方面の仕事に手一ぱいのお医者さん、人数が少ないうような場所におきましては、交差試験もガラス板で簡単にできるようにしてしまつておりますので、御指摘のような運転手という事実は私存じませんでしたが、技術者の方が簡単に処置して、異種たん白体の問題は

ないというような技術判定までサービスとしてやるというのが大体現状になりつつございます。これは確かに手術を担当するドクター自身が、すべて交差試験その他を、あらかじめ手術予定日のきまつておるものについてはやるのが常識でございますが、緊急問題のときは、しばしば銀行側の技術のサービスにたよるという現実が出ておることは、これは確かに御指摘のとおりでございますが、運転手が兼務してその技術をやっておるといふことは、私、寡聞にして存じ上げませんでしたが、技術的なサービスをやつてるところが東京都内で各所にございます。

○藤原道子君 それでは伺いますが、こうした新聞はごらんになった、ごらんになったら、そういうところがどういふところをやつておるかというのと調査されたと思う。運転手がやつておるかどうかは知らないけれども、そういうところまでサービスしている傾向だと思つておられるけれども、そんなサービスされたら余り困るんです。ぜひ一度見てその結果を報告してほしいんです。ここに出ておられますし、また、こうしたことも勉強してまいりましたけれども、専門の技師が調査しても一歩ぐらいの誤差が出る。にもかかわらず、こういうことが現に行なわれているのに調査もなされないということになると、ますます私は責任を追及したくなるわけなんです。こういう新聞は見ただけでも、見ればなしてまいらっしゃるわけなんですね。

○説明員(山形操六君) 調べているのではないという問題の前に、私の申し上げたかったのは、病院のほうの先生方にすべてこの交差試験等を頼むという昔どおりのやり方に私もはしたくないわけでございます。あまり血液銀行側のほうが技術サービスをしないので、あくまで手術をするお医者さん側のほうの責任において交差試験等はやつていただくのが常識だというのが私どものほうの薬局局の考え方でありまして、ところが、先ほど言いましたように、このごろは非常にむずかしい血液型の検査が簡単にできるようになりましたので、そこへ血液型以外の交差試験の問題は、しばしば技術的なサービスを血液銀行があえてしておる。この点は、もし各病院等がすべて交差試験等は自分の責任においておやりくださるという昔のとおりのことになりますと、やはりこれくらいいたくさんの輸血が行なわれるようになりまして、病院自身ではそれだけの検査技術等を常時配置しておかなくてはならないという事態になると思ひます。私の申し上げたいのは、あまり血液銀行のほうで医療機関のほうにサービスをし過ぎるんではなからうか。しかし、現実として、小病院等の夜中の手術患者、あるいは緊急事態というふうなときには、病院自身にも手が足りないために、交差試験等はお手伝いする、こういう技術サービスを加えてあるということとは承知してございまして、そこで、どこで病院でどういふようなサービスを受けておるか、あるいはこの銀行の技術者が運転手を兼ねてそういうことをやっておるか、それについての具体的な銀行の調査は私どものほうではまだいたしておりませんが、技術的なサービスをしておるといふことは事実のように聞いております。

○藤原道子君 まことにたよりないわけですが、ぜひあなたのおっしゃる通りに、予算が足りないならば予算措置をして、やはり医者によって厳重な検査をするというのを励行してほしいのです。さらに、そういうサービスが過剰になっているなら、こういう点に對しても厳重な指導がなされなければならぬ、こう思うのです。

そこで、お伺いしたいのは、さっき局長から採血の場所が云々ということがあった。採血の場所ではどういふ状態で採血をしているかということを知りたい。諸外国では採血車が回つて献血している。日本ではそれをもっともつとやらなければならぬと思うのだけれども、なかなか基準がきびし過ぎるというふうなことを伺つておる。そういう基準ばかりきびしくして、いま都内で行なわれております採血のあり方があれでいいのかどうか、まず局長から現場の様子をお聞かせ願ひたい。

○政府委員(熊崎正夫君) 採血の場所の基準につきましては、これは保存血液は医薬品ということにしておりまして、医薬品の製造をやつておる場所の規制ということでは薬事法上の規制に入らなければならないが、構造設備につきましては、厳重な設備基準をつくりまして、余分なばい菌が入らないように、十分規制を厳重にいたしていただいております。ただ問題は、採血する場所の規制がいかに厳重であつたにしても、そこで採血される人が非常に健康状態が悪い、また、採血することによつて健康状態を悪くしていくという現実の姿が私どもはきわめて遺憾な姿であるというところは、先生御指摘のとおり、私もこれを何とか

○政府委員(熊崎正夫君) 採血の場所の基準につきましては、これは保存血液は医薬品ということにしておりまして、医薬品の製造をやつておる場所の規制ということでは薬事法上の規制に入らなければならないが、構造設備につきましては、厳重な設備基準をつくりまして、余分なばい菌が入らないように、十分規制を厳重にいたしていただいております。ただ問題は、採血する場所の規制がいかに厳重であつたにしても、そこで採血される人が非常に健康状態が悪い、また、採血することによつて健康状態を悪くしていくという現実の姿が私どもはきわめて遺憾な姿であるというところは、先生御指摘のとおり、私もこれを何とか

改めていく必要があるのではないかと
いうことを考えているわけですが、いま
は、それが片一方におきまして、日
本赤十字社によります愛の献血運動とい
うことで、移動採血車を国庫補助を
もって毎年五、六台ずつ増強いたして
きているのでございますけれども、し
かし、何ぶんにも移動採血車の数が足
りないという点は、非常に私どもの努
力が足りないというところは十分認めて
おりますが、やはり片一方において、
そういう場所の規制を厳重にしないで
も、いわゆるオープン方式と言います
か、簡単に採血されるような状態にな
れば、移動採血車でやる採血のほうは
一日せいぜい百人ないし百五十人が限
度であるから、もう少し大量に採血で
きるんではなからうかという様な学
者の方々の御意見もございすけれど
も、すぐ直ちにそのような採血の場所
の規制を、従来構造設備の基準でき
めて厳格に縛ってやりましたのを改め
まして、この際オープン方式に切りか
えるほうが適當かどうかという問題に
つきましては、なお私も慎重に今後
検討いたして、それに踏み切るかどう
かという問題は、これは日本の現在の
保存血液の需要供給の点も全部総合
的ににらみ合わせまして、どのように
めていくかということも慎重に検討し
てまいりたいというのが私どもの現在
の気持ちでございます。

○藤原道子君 移動採血車が少ないと
か、いろいろお話でございすますが、一
体厚生省はこの採血に対してどれだけ
の費用を使っておいでになりますか、
きょうまでどのくらい予算を費やして
おいでになりますか、この点を伺いま
す。

○政府委員(熊崎正夫君) 昭和三十六
年度までには、血液問題というものは、
非常に問題として伏在はいしたて
おりましたけれども、まだまだ財政当
局その他の認識も不足でございまし
て、毎年業務局としては、予算要求の
際にはこの点を議論してまいったので
ございすますが、どうしてもこれはやは
り日本赤十字社のやります愛の献血運
動を推進する必要があるという判断の
もとに、三十七年度から移動採血車の
整備補助金を予算で認められました。
これが当初三十七年度の際には六台、
二分の一の補助金でもって千五百万円
を初めて計上いたしたわけでございます
す。それからあと、三十八年、三十九
年と、大体千二、三百万から千七百万
程度の移動採血車の補助金が認められ
ておりまして、非常に零細な金額では
ございすますが、この移動採血車を日赤
に補助することによりまして献血運動
の促進の一助にすることとで努力
いたしておる次第でございます。

○藤原道子君 私が過日耳にしたこと
ろによると、まあ四千万円ぐらいだと
いうのですね、いまは。それで、諸外
国の例を見ますと、ほとんど国が補助
している。国の責任でやっている。こ
れだけ大事な事業に対して四千万円か
五千万円、それも四年間にわたってで
すね。これで献血運動が十分にいか
ない、だからしかたがない、買血だ、基
準をきびしくすれば血が足りなくな
り、基準をきびしくいたしかねるとい
うのは、命というのはい体どうなる
か、何のために国民は税金を納めてい
るかということになると、この点はな
かなか私には納得のいかない問題だ。
それから、オープン方式で云々と言わ

れましてけれども、建物もさることな
がら、この法律で見ますと、非常に採
血者の健康診断を十分行なわなければ
ならないと書いてある。それから、貧
血者からは採血してはならないとい
うことを規定してある。これを厳重に
やっておいでになるかどうか、健康診
断を一つやっつけて採血しているかど
うか、貧血者ははねておるかどう
か、貧血者ははねておるかどう
かの点も伺いたいし、さらに、一日にき
められた採血の量はもう定まってお
るわけですね、法律で。基準が定まっ
ていないというところに対してどう考
えておるか、打つ手はどういうふう
に考えておいでになるか。

○政府委員(熊崎正夫君) 移動採血車
の補助金がきわめて少ないということ
は、私もまことに努力が足りません
ので、今後ともこの種の補助金とい
いますものは、最優先にひとつ来年度以
降十分努力をいたしたいと思ってお
りますが、ただ、これは非常にこま
点にわたって恐縮でございすけれど
も、移動採血車を出すということ日
赤に補助するというところですべてが解
決する問題では必ずしもないわけで
ございす。といひますのは、日本赤
十字社の現在の採血をやります技術陣
営といひますものはきわめて貧弱で
ございまして、幾ら車を出したしまし
ても、技術者が伴わなければその車は動
かないわけでございます。したがいま
して、採血をいたす医師並び看護婦
の養成も積極的に片一方で考えなけれ
ばならないという点を私も考えまし
て、この辺、両者にらみ合わせまし
て、今後ともやっつけていくかとい
うことを検討してまいりたいと思っ

ております。
それから、一般血銀におきましての
採血の状況でございすますが、採血の場
合に健康診断その他基準がございま
して、十分慎重にやるように厚生省から
指示をいたしておるわけでございます
が、御指摘のように、私どもの監視に
まいりました際の健康診断の状況その
他は、違反の状況がないというふうな
形になっておりますが、しかし、伝え
るところによりまして、十分な健康診
断も行なわれてはならないということ
も私も耳にいたしますし、また、
新聞記者の方々がそのような現場を見
たというふうな報告も聞いておるわけ
でございます。一般血液銀行も、わが
国には全部で相当出てまいりまして、
現在二十一カ所ぐらいあるわけござ
いすますが、私が、たまたま業務局長が
現場に行くということを知らしては、
これは普通の監視と同じ結果になりま
すので、私は朝行きのけに、全然前
れなしに都内の一銀行をたずねてみた
ことがございす。その際には、その
銀行の特色であるかもしれませんが、
私が全然前れなしにたずねました血
液銀行におきましては、健康診断その
他はきわめて適正に行なわれておた
事実を私は見てまいりましたが、しか
し、一般血液銀行も、私が見ましたよ
うな血液銀行以外に、小さな銀行も
ございすし、いろいろ多種多様である
と思ひますので、先生御指摘のように、
健康診断その他について不十分な場所
もあろうかと存じますが、この点は今
後とも監視を十分にいたしまして、少
なくとも、根本的な方針が確立され
るまでの間は、やはり血液を途中で中
断するわけにもまいりませんので、日々

刻々そういう違反状況が起こることも
予想されますので、今後とも各都道府
県を督励いたしまして、私も真剣に
監視の適正化をはかるようにやっ
てまいりたいと思っております。

○藤原道子君 営利会社ですから、人
の血でもうけようと、いろいろな抜け
道をやっていることは、もうまぎれも
ない事実なんです。私も行って見たけ
れども、こわいみたい。もうこの人の
血を取るのかと思うほど貧血して人
の顔色とも思えない人たちが、ああ、
きょうも合格で二本取ったよ、こうい
うことで、そういう非常に基準が低い
血をやはり売っているわけなんです。こ
ういうことを思うと、私は、血を売り
ながら生きていくという人々のその心
境、境遇等にはたまらない気持ちがあ
るものがございす。と同時に、その血
が輸血される、こに一切のおそろし
さを感じるわけなんです。で、もう新聞
にも雑誌にも、そして、こうした学術
雑誌にもその弊害がずいぶん指摘され
ているにもかかわらず、それが改善で
きない。一体この隘路はどこにある
でしょう。結局、この前も申し上げ
ましたけれども、終戦後はドイツも日本
も同じ条件だったけれども、ドイツで
は病気が買えるということばだそう
ですが、そういうことばで国が非常に力
を入れて、結局いまではほとんど献血
に切りかえられた。同じ敗戦の現実の
中から、人命を尊重するという立場に
立てば私はできる。やろうという意欲
があれば、やろうとする努力があれ
ば、私はこれはできないはずはないと
思う。現にPRよろしきを得ていると
ころ、こういうところでは献血が進ん
でいる。そういうところでは、むしろ

論があるわけでございます。それで、当時日赤がそれをやりましたときに、なぜそれがうまくいかなかったかというところから考えてみまして、そういういやがる傾向があるからとか、あるいはそれだからできないとかいうようなことをお考えにならないでひとつ対策を進めていただきたいと思えます。医師が全部それをとるのでございまして、特別の訓練をしますれば、いまでもやっているのですが、ほんとうを言いますと医師がやっております。採血の場所に行ってみましたら、医師はただ監督をしておるだけで、お医者さん自体の声を聞いてみましても、医

師がもつと発言権があるならば健康的な保健上のことはできるけれども、経営上の問題その他については医師は意見を十分に言うことができないということとをさへ言っておられる。そういう状態でございますが、医師が監督してやればいい。それで、採血については医師が監督をして、よく訓練をされた看護がする、無菌操作もございまして、いろいろそれについてはむしろかしいのがございます。そういうことをみんな省略してやっている状態なんで、それでございしますので、それをしてみないで、ただそういう傾向があるからというようなことで片づけなくて、將來、私は、ぜひそういう献血運動なんかを進めていくことと同時に、それから、その採血班について、これはもう予算を伴いますし、いろいろなお金がかかる問題で、採血の車だけの問題でございまして、運営費その他に関連する問題がありますので、そういうこともあわせて御検討願いたいと思

います。そういったしますれば、全部の血液をそういういわゆる篤志家から得られないまでも、ある程度私は協力的な方針によって是可以というふうにも思うわけですが、ところが、そのときに必要な予算がやはり足りないということでございます。当時のことは私はよく知っておりますので、それで申し上げますが、それにつきましてもう少しきつとしたシステムをつくり、そして、そういうものの訓練及び予算も十分にあつて、そして、ただ業務だけの問題でございませんで、それを薬剤として取り扱わないで、やはり一つの健康運動として、厚生省全体がその問題と取り組んでもらうたならば、あるいはそういうものと公衆衛生の上からも、総合的な一つの計画としてなされたならばよかったのじゃないかと思ひます。いまからでも決しておそくないと思ひます。そういう盛り上がりが出ておりますので、ひとつこの点は、採血陣が決していやがっておるといふことはないのであることを申し上げて、いやがっているからしないとか、それだからできないという問題ではなくして、積極的に前向きで、みんな技術者にも、それからすべてに呼びかけていかれるならばできるということをお願い申し上げておきたいと思ひます。

○政府委員(熊崎正夫君) 非常にありがたい御意見で、私がいやがっているというふうに申し上げましたのは、先生の御説明で、私どもの単なる耳から入ったあるいは偏見であるかもしれせんし、私はそういうふうな印象を持ったというのを申し上げておるだけでございます。おそらく実情は先生のおっしゃるとおりだと思ひます。私も、この考え方は、先生の御意見のように、あくまでも前向きに、いままでがこうだったからこういふことはできないというふうなことをしなして、きわめて建設的な、前向きな考え方で、今後対処いたしていくつもりでございます。

○藤原道子君 なぜやらなかったかというのを言つてもいいかもしれませんが、いま林さんがおっしゃったように、根本は予算です。PRも足りないし、予算も足りない、こういう点からできないのであつて、これは日赤の出しておる中に出ておりますけれども、十六歳から六十五歳まで、この中の比率としても約五千万人です。この人が全部やるとすれば十年に一回でいいというのです。全部というわけにもいきません。三百五十人の人が協力すれば云々ということがずっと詳しく出ています。私やればできると思うのです。現にこの問題が新聞紙等で取り上げられて、川崎等でいぶん献血運動がテレビでも放送されましたが、だいたい盛んに行なわれている。こんなにくさん来てくれるとは思わなかった。やった人はびっくりしているのです。だから、やらなかったのですよ、いままで。そういうことで、私は、この点については根本的に考えて直して、積極的に前向きでやつてもらいたい。

そこで、ここにも、これは国立病院の関係でございますけれども、金沢病院では、被採血者の検査の結果が、約半数が軽比重で採血不能、京都病院は六三%、大阪病院は六〇%が採血不能であつた、こういうデータが出ておる。そのために国立病院でもいぶん困つていらつしやる。それから、これは善通寺の病院など、しかたがないので、坂出その他へ出かけてPRして採血したらばいぶん献血が集まつてきた。ところが、これが非常に成績がいいのだけれども、諸般の事情で中止せざるを得なくなつた。諸般の事情とは、おそろく予算その他の関係じゃないか、こういうふうにおもひます。とにかくこういうふうな方々で悪いということがもうわかつておるのですから、どうしてもやつてもらわなければならぬと思ひます。その薄められた血液、さらに不潔な血液、こういうもので起る医療上の災害、これが私は問題だと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 血液が医療上にはなほ大きな役割りを果たして、いろいろ医療技術の進歩、医療機械の進歩等による大量輸血等ができたことにより、戦後の外科手術もめざましい発展が保証せられております。また、内科系統その他におきましても、他人の血液を受けますことによりましてたくさんの方が助かつておる、大きな貢献があります反面、その使用におきまして過誤が起つてよけい輸血が要るとか、あるいは、また、血液の質が悪くて事件が起つておるというふうなことも、さらに、いま御指摘の血清肝炎の問題、いろいろマイナスの面も起つておるのが現状でございます。血清肝炎は、私自身も自分の親類に一人、ガンの手術はうまくいきましたが、そのあとで血清肝炎のためになつたという例もございまして、相当データも持つておるわけでございまして、国立病院におきまして現在十カ所、院内用の血液を得るという意味でブラッド・バンクを開設して実施してあるのでございまして、先ほど先生のお話のような、ほかの一般血銀などと同じように、その基準に達しない、供血者が多く、また、固定してあり、その運用も必ずしもうまくいっていないわけでありまして、しかし、この問題に關しまして、われわれも、もう少し何とかしなければならぬというので、国立病院で血清肝炎の共同研究班をつくつて、これは三、四年前だったと思ひますが、つくつて研究しておるわけでございまして、その数字を申し上げますと、血清肝炎が、手術その他によりまして輸血をいたしました七千四百六十三例の中で、五・三%が血清肝炎を起してあり、ほかいろいろたくさんの方より大きなパーセントを出しているところもございまして、国立病院においては五・三%、ただし、これは黄だんを起して起しているものでございまして、黄だんを起して起していないもので、やはり肝炎を起して起しているという

ものが、いろいろ血液の検査をやるとか、パイオプシーをやるとかということをやりますとパーセンテージが上がつてきて、三〇%ないし五〇%の肝炎をおそろく起して起しているらしい、こういうふうな数字になつております。ただ、この肝炎の防止につきましては、世界各國ともに頭を悩ましておる問題でございますが、なかなか防止のいい方法がない、世界中これは困つておる問題でございまして、ヨーロッパもアメリカにおきまして、血清肝炎に対する防止方法がない、ただ、明らかに私たちが多少でも効果があるだろうと思つておることは、健康診断をいろいろやることと一緒に、肝炎をわづらつたことがないかというのをいろいろ調べますと同時に、金沢大学の石川教授のおつくりになりました皮膚計というふうな機械で、肝臓障害が多少でも見つかりはしないかということをやっているデータとして集めておるわけでございまして、これが多少でも効果があるのではないかと、これを期待するくらいであります。現在のところ、これらの肝炎のビールスを殺す方法は残念ながら見つかつていない、いま世界中で皆が一生懸命研究している状況であります。それで、この肝炎の防止の問題ととも、いまお話の大量輸血をいたしました場合の保存血が固定した供血源において行なわれているというのがどれほどの関連性があるかという問題でございまして、この点でも、統計的には保存血を使った者のほうが生血を使ひました者よりも肝炎を起して起することが多いというふうなデータが出ておる。たとえばアメリカ陸軍におきまし

ては、生血のほうでは一・五%、それから保存血のほうが一〇%というようなデーターが出たりしておりますが、これなどにつきましても、ほんとうに保存血のほうで危険なのか、これはアメリカでは売血じゃないはずでございますが、それとも、保存血を使いましては、大量輸血があつて、いろいろな種類のたくさんの人からのものを大量に使うためにいろいろの人からの血液が入る、したがつて、そこに肝炎発生のチャンスが多いという意味なのか、この辺の分析がまだ必ずしもできてない、こういうような状態でございまして、われわれといたしまして、もう少しこの問題が早く解決せられることを望みますと同時に、われわれ自身も、薬務局の血液の行政に対しても協力をする立場で、一緒に頑張って、研究もし、協力もしていきたいと、こういうふうに思つておられます。

○藤原道子君 外国でもこの肝炎の原因がよくわからないでやつていて、とおっしゃる、それはわかるのです。ところが、アメリカでも一・五%ですが、このくらいは肝炎の人が出ているとおっしゃるのだけれども、売血はないはずだとおっしゃるけれども、アメリカは売血が残つていたのです。ヨーロッパにはないけれども、アメリカではまだ一〇%は売血にたよつています。だから、肝炎の率を見てもヨーロッパの倍ですよ、こういう数字が出ています。やっぱり売血が残つていて、ところのところが肝炎の発生率が多い。と同時に、日本の場合は外国に比べて非常に多いですね。ある人は外国の十倍くらい、ある人は数十倍くら

いと言ふ。私は専門家でございせんから、その数字は書いたものによつて、以外にはございせん。けれども、信用のあるこうした学術雑誌にそういうことが出ていた以上、これを信用せざるを得ない。したがつて、アメリカは一〇%売血にたよつていて、日本は九七%が売血にたよつていて、したがつて、肝炎が出てくるのがあたりまえだと私は思う。その肝炎というのは私にもよくわからないのですけれども、なかなかおりにくいと言ふじやないですか。なるほど輸血したために病気がなおり、命はとりとめたけれども、その病気のために一生苦しめられるということは、また耐えられないことじやないかと思ふんです。と同時に、売血者の中には、あまり血液をとるので、いろいろなことで肝炎や、あるいは心臓病、結核におかされていく人が多い。その血をとり、さらに病気が悪化していくじやありませんか。肝炎にかつていて、人の血液を輸血すれば、それが働いて肝炎になつてくるじやないか、私はしるうとなりにそう思ふんです。だから、からだが弱くて働けないから血を売つて生きていく。それでますますからだが悪くなる。結局、血をとることによつて倒れていく人が相ついでに出てくるということは、私は、この売血者側にとつても捨てておくわけにはいかないと思ふ。だから、売血者の中には、売血制度がやまつてくれれば、い、そうすればおれもやまるのだけれども、仕事に行こうと思つて出かけても、売血を宣伝してくるパスがくると、ついふらふらとそれに乗つてしまふ、売血をのりながら売血を常習としていく人があるということは、さ

らにあわれな問題だと思ふんです。私は、ドイツで言つておりますように、病気がかかつてくる輸血というものはおそろしい、だから、これは慎重な対策を立てなければいけないんだというやうなことが為政者の中に広まつて、そうしていまのように献血制度に一〇%切りかえられてきた。しかも、血をとつた人には栄養食を出すとか栄養剤を支給するとかといつて、丈夫な人から血をとつても栄養補給を考へるというやうなあなたたか政策がとられてこそ、私は一〇%の献血になつてきたのだと思ふ。私は、きょうは時間を急がれておりますときに、あえてこの問題を取り上げましたのは、厚生省が日赤に言われたそうですけれども、害はあると思ふけれども、あまり騒ぐと国民に不安を与えるから、だから、あまり騒がないようにということを言われたそうですけれども、もうそういう段階じやない。いまでは社会の人々、非常に輸血に対して心配いたしておる。厚生省としては至急に対策を立てられ、そして国民の不安を除き、病気のときに安心して輸血ができるやうな対策を立ててほしいと思ひます。で、何といひますか、健康保険に使うから云々ということについては、私は、すでに時間もそうございせんから、あらためてこの問題は質問していきたいと思ひます。これだけおそろしい問題を薬務局の問題だけにせず、やはり医務局はその輸血によつて病気をなおすという立場にあるのですから、よりいい血液を得るためにほんとうに努力をしてもらわなければならぬと思ひます。私は、きょうお伺ひしたいことがたくさんございすけれども、この

程度で本日の質問は終わりたいと思ひます。

○紅露みつ君 藤原委員から懇々と御質問やいろいろのお話がございました。あるいは国内においてもその方面に携わつたというやうなお話もございまして、たいへん問題が煮詰まつてきたのでございすが、私は、政務次官お見えでございますので、申し上げて見たいと思ふのですが、ほんとうにいまも言われましたとおり、これは薬務局の問題、あるいは医務局の問題というやうな問題ではなくなつてきていると思ふのです。たいへんこれは輸血にいうことに恐怖を持つて国民は対しておりますから、騒ぐとよけい国民が恐怖を持つたらなんというほんとうに段階ではない、これはもつともつと私はこの問題は大きく広まつていくだろうと思つておりまして、案外そうでもないやうでございすけれども、捨てておけばたいへんなことになつていくのじやないかと思ふのです。それで薬務局長もたいへん心配をしておられ、態勢が整わないで輸血するのに困るのじやないかという御心配、それは立場上よくわかるし、医務局長はまた医務局長の立場で、これがどんなふうな、病理的にいいますか、臨床的にいいますか、いろいろの研究をされるということもいひょう、それをしなくちゃならぬことだと思ひますけれども、焦眉の対策として何かなくてはならぬのです。ね、で、どうも伺つてみると、予算がなくというところへこの問題でも落ちていきやすいのですが、この問題は

そんなこと言つてはいけなかつたと思ふのです。厚生省には、あるいは厚生省になければ、もつと大きく言えば政府にも予備金があるはずでございす。こんな問題にこそ予備金は使うものだと思ひますが、これほんとうに医務局長を突き出し、薬務局長を突き出し、そうして両者にだけ責任があるやうなことにしていこうというやうな問題ではないと思ふのです。これは厚生省全般の問題であり、政府全体の問題であると思ひます。予算が足りないならば予備金を支出して、そうして一度に打ち切れないまでも、一方ではあふない人は採血をしない、それは登録を厳重にして、一カ月に一ぺんとか、あるいは二回というふうにする人はいひょうけれども、そういうことをやりながら、早く別な面をひとつ打ち出さなければならぬと思ふのです。これが強制できないというところに大きな問題があると思ひます。だから心配されるところなのですが、運動が盛んに展開されれば、これができないことではないと思ふ。まあ弱い人や老人や、子供や育ち盛りの人というものは、あるいは問題があると思ひますけれども、そういうことならばというやうな、それは社会連帯的な考えを持つた人が幾らもあると思ふのです。ただ、それが予算のためにつかえてしまつたというやうなことがあつては、私はそれは言ひわけにもならないし、よくないと思ふ。それから、もう一つ問題がありますのは、血を売つて生きなければならぬ、こういう人の立場でございす。が、これだつて血を売つて生きていかなければならぬという人は、それは

そんなこと言つてはいけなかつたと思ふのです。厚生省には、あるいは厚生省になければ、もつと大きく言えば政府にも予備金があるはずでございす。こんな問題にこそ予備金は使うものだと思ひますが、これほんとうに医務局長を突き出し、薬務局長を突き出し、そうして両者にだけ責任があるやうなことにしていこうというやうな問題ではないと思ふのです。これは厚生省全般の問題であり、政府全体の問題であると思ひます。予算が足りないならば予備金を支出して、そうして一度に打ち切れないまでも、一方ではあふない人は採血をしない、それは登録を厳重にして、一カ月に一ぺんとか、あるいは二回というふうにする人はいひょうけれども、そういうことをやりながら、早く別な面をひとつ打ち出さなければならぬと思ふのです。これが強制できないというところに大きな問題があると思ひます。だから心配されるところなのですが、運動が盛んに展開されれば、これができないことではないと思ふ。まあ弱い人や老人や、子供や育ち盛りの人というものは、あるいは問題があると思ひますけれども、そういうことならばというやうな、それは社会連帯的な考えを持つた人が幾らもあると思ふのです。ただ、それが予算のためにつかえてしまつたというやうなことがあつては、私はそれは言ひわけにもならないし、よくないと思ふ。それから、もう一つ問題がありますのは、血を売つて生きなければならぬ、こういう人の立場でございす。が、これだつて血を売つて生きていかなければならぬという人は、それは

そんなこと言つてはいけなかつたと思ふのです。厚生省には、あるいは厚生省になければ、もつと大きく言えば政府にも予備金があるはずでございす。こんな問題にこそ予備金は使うものだと思ひますが、これほんとうに医務局長を突き出し、薬務局長を突き出し、そうして両者にだけ責任があるやうなことにしていこうというやうな問題ではないと思ふのです。これは厚生省全般の問題であり、政府全体の問題であると思ひます。予算が足りないならば予備金を支出して、そうして一度に打ち切れないまでも、一方ではあふない人は採血をしない、それは登録を厳重にして、一カ月に一ぺんとか、あるいは二回というふうにする人はいひょうけれども、そういうことをやりながら、早く別な面をひとつ打ち出さなければならぬと思ふのです。これが強制できないというところに大きな問題があると思ひます。だから心配されるところなのですが、運動が盛んに展開されれば、これができないことではないと思ふ。まあ弱い人や老人や、子供や育ち盛りの人というものは、あるいは問題があると思ひますけれども、そういうことならばというやうな、それは社会連帯的な考えを持つた人が幾らもあると思ふのです。ただ、それが予算のためにつかえてしまつたというやうなことがあつては、私はそれは言ひわけにもならないし、よくないと思ふ。それから、もう一つ問題がありますのは、血を売つて生きなければならぬ、こういう人の立場でございす。が、これだつて血を売つて生きていかなければならぬという人は、それは

そんなこと言つてはいけなかつたと思ふのです。厚生省には、あるいは厚生省になければ、もつと大きく言えば政府にも予備金があるはずでございす。こんな問題にこそ予備金は使うものだと思ひますが、これほんとうに医務局長を突き出し、薬務局長を突き出し、そうして両者にだけ責任があるやうなことにしていこうというやうな問題ではないと思ふのです。これは厚生省全般の問題であり、政府全体の問題であると思ひます。予算が足りないならば予備金を支出して、そうして一度に打ち切れないまでも、一方ではあふない人は採血をしない、それは登録を厳重にして、一カ月に一ぺんとか、あるいは二回というふうにする人はいひょうけれども、そういうことをやりながら、早く別な面をひとつ打ち出さなければならぬと思ふのです。これが強制できないというところに大きな問題があると思ひます。だから心配されるところなのですが、運動が盛んに展開されれば、これができないことではないと思ふ。まあ弱い人や老人や、子供や育ち盛りの人というものは、あるいは問題があると思ひますけれども、そういうことならばというやうな、それは社会連帯的な考えを持つた人が幾らもあると思ふのです。ただ、それが予算のためにつかえてしまつたというやうなことがあつては、私はそれは言ひわけにもならないし、よくないと思ふ。それから、もう一つ問題がありますのは、血を売つて生きなければならぬ、こういう人の立場でございす。が、これだつて血を売つて生きていかなければならぬという人は、それは

そんなこと言つてはいけなかつたと思ふのです。厚生省には、あるいは厚生省になければ、もつと大きく言えば政府にも予備金があるはずでございす。こんな問題にこそ予備金は使うものだと思ひますが、これほんとうに医務局長を突き出し、薬務局長を突き出し、そうして両者にだけ責任があるやうなことにしていこうというやうな問題ではないと思ふのです。これは厚生省全般の問題であり、政府全体の問題であると思ひます。予算が足りないならば予備金を支出して、そうして一度に打ち切れないまでも、一方ではあふない人は採血をしない、それは登録を厳重にして、一カ月に一ぺんとか、あるいは二回というふうにする人はいひょうけれども、そういうことをやりながら、早く別な面をひとつ打ち出さなければならぬと思ふのです。これが強制できないというところに大きな問題があると思ひます。だから心配されるところなのですが、運動が盛んに展開されれば、これができないことではないと思ふ。まあ弱い人や老人や、子供や育ち盛りの人というものは、あるいは問題があると思ひますけれども、そういうことならばというやうな、それは社会連帯的な考えを持つた人が幾らもあると思ふのです。ただ、それが予算のためにつかえてしまつたというやうなことがあつては、私はそれは言ひわけにもならないし、よくないと思ふ。それから、もう一つ問題がありますのは、血を売つて生きなければならぬ、こういう人の立場でございす。が、これだつて血を売つて生きていかなければならぬという人は、それは

一ぺんや二へんはとにかくといたしまして、そういうことを見逃して、そして、その血で病人を救う、しかも、それが完全でない。どの面からいってもこれはこのままではいかぬのじゃないでしょうか。同時に、血を売らなければ生きていられないというように、少しぐらいならとにかく、それに耐えられないような人を送っているというところは、これは政治ではないと思う。だから、やはり薬務局、医務局だけの問題ではない。厚生省はそういう人にはそのような保護を加えなければならぬと私は思うんですよ。売血をしなければ生活ができないというように人にとっては、そんなことをしなうとも生きていける道を講じなければならぬ、それは社会政策のほうになるでしょう。まあいろいろ言っている問題は広がっていく。厚生省全体の問題であり、政府全体の問題である。予備費があるんですよ、予算なんかでそんなところでつかえてないで、確かにほんとうに純真な献血ということに持つていくには時間がかかるというところはわかります。だから、両方でもって、片方はもう最小限度に不良な血を使わないような方法を講じること、一方においては献血、純真な献血によるきれいな血を得るということ、それから、生活のできない人は保護するということ、これはもう問題が非常に多いと思うのでして、政務次官、それは大臣にもよく御相談になって、これはほんとうに捨ててはおかれない問題のように私どもも感じます。どんなにお考えでございませうか。質問申し上げますまでもないと思うんですけれども、一応御質問申し上げます。

○政府委員(砂原格君) 紅露先生の御意見は、まことにごもっともの御意見でございます。省といたしましては、この血液の対策の問題は大きく取り上げておりまして、省議の中の重要な施策の一つの柱として目下検討をいたしておるものであります。先生のお話の、いわゆる予算の足りないためにそうなるのではないかとこの御意見でございませうが、予算の面については、別段いまこの問題で金が足りないからどうというふうな事態ではないと思っております。予算の面では足りないと思われ、もちろんそれに対する方法は幾らでも私はできていると思っております。ただいま申し上げましたように、省の大きな柱の一本としてこの対策を目下検討をいたしております。すみやかに御意見に沿うよう努力をいたしたいと考えております。

○紅露みつ君 おっしゃったように、すみやかにとおっしゃいましたから、もう申し上げる必要はないと思っておりますが、よく使うことはございませう。で、この場限りでございませう。ほんとにこれは捨てておきましたらたいへんな問題に発展していくと思いたす。たいへんに薬務局長も医務局長も困っておられるんだけれども、それをいまいおっしゃったように、すみやかにということをお間違いないならぬように、二本立て、三本立てで、たいへんな問題の広がりが大きいですから、容易なことではないと思っておりますが、重要な柱として検討しておられるということですから、まずまずと存じましたけれども、それはすみやかにということばを、どうかひとつ間違いないく実現なさるよう御要望申し上げます。野党の質問も終わりましたようござい

いますので、私がかれこれあまり長く申し上げる筋合いではないけれども、どうも聞くに聞きかね、見るに見かねるという気持ちでございまして、どうぞ御善処をお願い申し上げます、要望にとどめます。

○委員(藤田藤太郎君) いまの件はこの程度にして、ハンセン氏病の看護問題についてひとつ。

○藤原道子君 この問題では、金曜日からはきょうまで全国のハンセン氏病の患者たちが厚生省へ来て、すわり込みで徹夜でやってまいりました。まあ医務局長とは、いやというほど交渉を繰り返してまいりました。結局私は、このハンセン氏病の問題につきましましては、しばしば当委員会でも申し上げてきた。このままにしておくと押しかけてくるような事態が起りますよ、だから、何とか早くということでございますが、結局こういう事態になりました。たことは、はなはだ遺憾でございます。しかし、医務局長、そうしてきょうは大に患者代表と会って、一応納得して引き揚げることにいたしましたことは、まずまず私も安心をしたようなわけでございませうが、患者が帰ったからいいのではなくて、約束しましたことを一日も早く実現していただきたいということ、これを、この席を通じて、さらに医務局長、そうして政務次官に強く申し入れておきたいと思っております。そこで、私は、いまハンセン氏病は、かつてとは非常に違ってきたというところに新たな問題ができてきたと思うのでございませう。いままでは、らいはなおらないものなんだ、終生飼育殺したというこ

とで、出なければ罰則までつけて收容をしてきたわけなんです。だから、当時は自分たちはなおらないのだという気持ちだから所内作業もやってきたわけですね。ところが、今日ではなおるんだ、そうして社会復帰もできるのだというところになりますと、やはり自分が無理をして働けば回復がおそくなる、だから自分では世話するよりも治療してほしいという気持ちになってくるのはあたりまえで、これは患者の言うとおりにだと思つて、したがって、まあ専門の職員を入れて正しい看病をし、正しい治療をして、一日も早く社会に復帰できるようにすることを、私はほんとうに心から念じてやまないのであります。

そこで、私がきょう御質問申し上げたいと思つてのは、回復の希望が出てきた、したがって、患者の心がまえが非常に変わってきておりますことは申し上げたとおりなんです。ところが、いまの療養所内を見ますと、医者が足りないし、それから、いろいろの設備もまことに不十分だと思つて、したがって、私は、この際、患者がなおって社会へ出ていくのだから、これに對してからだが変形しておりますので、くちびるの曲がった人とか、手の少々変になった人などに対して整形手術などということはできないものなのか。私は、病人に整形手術をして、社会復帰するならば、どうか人並みな姿になつてぜひ社会から愛され、きらわれぬような状態のもとに社会へ帰してやりたいと思つて、それには整形手術が必要になってくる。あるいは物理療法が必要になってくる。それから、目の悪い人、あるいはその他からだの悪い人たちに對して、もっと医療が十分

に行なわれなければならないのではないか、こういうふうな考えますが、これに對して医務局長はどのようにお考えになつておられるかをお伺いしたいと思います。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 藤原先生は、らい療養所の内容をよく御存じのこととございまして、御指摘のような動き、これが胎動し、発展し、前進しておるわけでございませうけれども、プロミンとかDDSとかいうふうな新しい治療薬の誕生、戦後におきましてこういった新薬ができましたことによりまして、らいが絶えず進行していく不治の病でなく、相当進んだものもその進行がとめられ、また、ことに早く治療すれば、もうほとんど一般の人と変わらない、一つの病気を病んだ後に回復したのと同じぐらいだというふうな考え方を相当強く主張していろいろな情勢になつた。世界のらい学界の学者の方々もそういうふうな考え方に相当傾いておられる。したがって、日本本らい療養所が昔の行き方を少し考えなければならぬというふうな事態であるということは御指摘のとおりだと思つております。多少まだそこに疑問の余地は、たとえば、らい菌が培養ができません、だから伝播経路も、まだほかの結核菌その他のように、確実にこうだと言えないところも、まだ多少の問題点はございませうが、しかし、全般的にはそういうふうな考え方をしてよろしいのじゃないかと思つております。そして、そういう意味から、われわれも、らい療養所の運営につきまして漸次切りかえを考へており、療養所でなく、病院的な部分、あとは收容所といひますか、コロニーというふうな部門とにある程

度分けて考えていくことを考えていたらどうかというふうな考え方をしておられますが、いろいろそうしますと利害相錯したておられますので、まだそこら辺までをはっきりすることは差し控えておられる状態でございます。しかし、そういうふうな動きを何とか現在においてでもやろうというので、五、六年前に、私は、すでに長島と邑久の二つの療養所、ああいうふうなもの、一つの島にありながら、おのおの二つの治療をやるのは意味がないんじゃないか。それより中央にすきりした病院をつくり、大島青松園も集めてやればいい医者が集まるんじゃないか、こういう提案を患者さん方にしたことがあるわけですが、

しかし、そのときには患者さん方が、まだなかなかそのまでの自覚と申しますが、理解がなくて反対を受けたのであります。それで現在の姿にとどまっておりますが、はなはだ残念だといまして思っております。つい三、四年前までは、どうしても療養所は生活の場だというふうな考え方が患者さん方にも強かった。たとえば病院の重症者を入れますところの病棟とか治療施設、診断施設というふうなものを先に整備をし強化しようとしたとしても、それよりも夫婦舎を整備しろとか、自分たちの住宅を整備しろ、また、劇場というふうな要求というふうなものも強くて、はなはだ私たちが困っておりますが、現在は皆さん方もそういうような点が少し変わってきた、こういうような点、われわれも、そう変わってきた以上、それに応じて、さらにそれを強く引っぱっていくくらの考え方をやらなければいかぬ

と思えます。そのためには、やはり施設をよくすると一緒に、医者にも来てもらわなければならぬのであります。なかなか医者が来ない。それでわれわれも悩んでおられるわけでございます。ことに新進気鋭の医者がやって来てくれない。また、われわれがつかんでおられます医者は実は逃げ出す。つい先日、名前がちょっとはばかれますが、ある療養所の医者が、患者さんのあまりかたがた言いつに、だめだといつていま辞表を出されて弱っております。その動きに、われわれとしても、何とかそのことを転換して、医者がやはり喜んで働いてもらおうというふうな状態にしなければならぬと考えております。

いま御指摘の整形手術の問題は、これもやはり六、七年前から手をつけ始め、特に藤楓協会にこの点ではえらく助力していただきまして、また、慶応大学のほうとか、ほかの二、三の大学からもいろいろ御助力はあったわけですが、現在も整形関係のレベル向上につとめておりまして、つい三日ほど前に、草津で整形関係の医者の講習会を催しておつた、こういうふうな状態でございます。整形手術はかなり実施が進んでおります。患者さんの中、まゆ毛を植毛するとか、いろいろすでにごらんになりますとおりでございますが、ただ、最近是不自由者に対する年金等も有利になっていて、か、いろいろの問題で、多少それに対して受ける気持ちも少なくなっているというふうな面も患者さんのほうにあらわれてくるんじゃないかと心配しておりますが、この点はよくわかつて

うに努力をし、同時に、われわれも、ら療養所の医者の中に、さらに外部の医者を動員して、らい療養所の医療全体的向上につとめていく必要がある。また、この性格を、漸次、病院的な部門と、ほかのローニ的部門とに分かれていくというのが一つの趨勢だ。また、そういうふうな動かし方、え方を持つて運営に努力していきたい。と、こういうふうな思っております。

○藤原道子君 一時は患者さんたちも社会に出ることに不安を持っていたんです。自信がなかったんです。なおるかなおらないかということにまた不安感がございましたから、そういうことに積極的にでなかつたわけですが、このころでは、まあいままで療養所と局長は言うけれども、収容所というつもりでおりましたからね、いままであのあたは、ですから、なおるということになったのが、さて、出て行つたつても、結局社会が受け入れてくれない、また、社会に根強い、らたに対する偏見がある。こういうことはまあはっきりしているわけなんです。そこで、いま局長が、ローニ的なものも、こういうふうな考えがございましたが、それを私さきよう相談しようと思つていたので、これをひとつ長島の愛生園、東京の多摩の全生園で、あそこあたりへセンターのようなものをつくつて、そこでは社会復帰のための生活指導もしていく、あるいは、また、職業指導もしていく、一方においては、なるべく整形外科、あるいは物理療法等で社会復帰のための道を急いでいくというふうなセンターが

私は一つほしいと思うのです。いままでは療養所だ、収容所だと、収容しておけばいいんだと、外界から遮蔽しておけばいいんだという考え方に立つておりましたから、医者の来手も少なかったと思つた。新しい立場に立つて、積極的に物理療法もする、あるいは整形手術もするということになつてなれば医者を求めることも可能になつてくるんじゃないか。と同時に、らいというものはなかなかうつるものじゃないのだと、こういうことがもつと理解されてくれば、医者を求めるにしても、あるのじゃないかと思つたのです。ある療養所で患者さんの暴言に耐えかねて医者が出て行つたというふうなことを私も耳にいたしておりましたけれども、患者とすれば、明治四十二年以来閉じ込められて、社会から遮断されて、そして肉親とも離れて、もう帰つてくれない、手紙もくれないというつもりで、所によればお葬式さえたところがある、こういうふうな扱いの中でやつてきたところが、いまになつて見れば、あれは伝染病なんだと、しまつたという気持ちも根強いものがあるのです。こういうことがふんまんやるかたの気持ちも私にはよくわかります。この気持ちも私にはよくわかります。ので、そこは患者のやむにやまれな、押えようのない、何ものにもぶつけない怒りの気持ちというところのわらないことを周囲の者が理解して、そういうことを人たちにむつと理解ある愛の手を差し伸べてやつてほしい、こういうふうな私は考えるわけなんです。で、センターのようなものをつくつてやつてみようという局長は考えになつて

いますか、どうでしょう。○政府委員(尾崎嘉郎君) らいが前から伝染病だということ、そうだけれども、少なくとも医学関係者は疑つていなかったと思つたのであります。ただ、一般に天刑病だとか、遺伝病だとか、一般に偏見がなかなか抜き去りがたかった。さらに、伝染病であつても、それが現在のようにわりあいよく治療ができるというところではなかつたという状態でございます。まあほかの伝染病でありますけれども、隔離をするのが普通のいままでのルールであると思つたが、その隔離が一生続くというふうな考え方が強かつたのではないかと、思つた。そこにいるような悲劇が生まれ、また、社会の偏見もまたこれについて助長していったというふうなことは、戦後入院せられた方々、若い方々にはほとんど社会に復帰するといふ自信もあり、そういう希望にも燃えておられるのでございまして、われわれといふと意味だけなく、

医者を充実すること、また、東南アジア等にはらいの関係の方々が相当あり、地域によりまして、二、三の人口がらに悩んでおられるという状態は、らいの専門家のたくさん日本に出ますことを望むという立場でも、いとお話のような医療センターというふうなものも考えるというところは、十分われわれとしてもいままでも考えておるところであります。先ほど申しました長島と邑久の二つを一緒にしてそこへつくろうという計画も、すでに五年は

二二

ど前に私も提案したことがございまして、十分われわれとしても考えてみた問題であるわけでありまして。ちょっとここで委員長、速記をとめていただきます。速記をとめていただきます。速記をとめていただきます。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を起して。

○藤原道子君 いろいろの困難はあろうと思いますが、暗いままでの閉じ込められておったような人たちのために、社会復帰へのあたかい道を開いてやるということをお私、この際、特にお願いをしておきたいと思うのです。

それと、いま一つは、社会復帰へのPRというのでしょうか、社会全般は、お互いの中では伝染病ということはおわかっておるのですが、まだまだ社会の人は、らいといえは非常におそろしがるのです。私たちが四、五日一緒にやっていますと、いやね、手を洗ったなんという人もいます。それが現実だと思ふのです。しかし、これはおそろしいものじゃないのだ、伝染病だから、菌の出るうちは危険だけれども、菌が出なくなればそう心配はないのだという、いわゆる昔の天刑病意識をなくするためのPR、これが必要だと思ふ。それをぜひやってほしい。

それから、いま一つは、盲人対策です。あそこにいる人とここ四、五日一緒に暮らしてみても、ほんとうに気の毒だと思ひました。ところが、病院に眼科の医者とというのは相当足りないようですね。こういう点もひとつ積極的に

その対策を進めてやってほしい。それから、園内にいるうちの不自由な盲人のために、何か歩くときに、施設によれば鈴をつけているとか、いろいろ患者が鈴の音をたよりに歩いたりいろいろしてありますけれども、やればもう少し患者に不自由者が少なくなるようなことも多々あるように、施設へ行くたびに私は考えておりますので、そういう点も考えてもらいたい。

時間がありませんので、また急ぎますけれども、けさほどのお約束の、こういう状態であるからこそ、職員化の問題を、ぜひ大臣が言われたように、急速に進めていただきたいということが一つ。それから、きょうも陳情の中にございましてけれども、ずいぶんよくなってきた、そんなことよりも施設をつくらせてほしい、夫婦舎がほしいというふうな要求もございました。この前の法案の改正のときにも大騒ぎになりましたけれども、夫婦でありながら同居している。これは人道上ゆゆしき問題じゃないかというので、相当夫婦舎は進んできたと思つて、もう夫婦舎の解決はついていると思つております。まだ長島愛生園等では、二組の不自由者の夫婦がやはり同じ部屋で起居をしておる。これは二組の夫婦が、四畳半だか六畳の部屋に二組もいるということ、やはり人間としてい

ろいろな被害ができれば問題が起きると思ひますので、夫婦舎だけは、ぜひ一日も早く一組に一部屋ということを実現してほしい。私は実現していると思つていきまして、きょうの陳情で、それが残っていて、とても耐えられないという陳情がございました。

で、その点もお考えをいただきたい。私は、とにかくわれわれから見ればこうだったんだと言つてみたところで、四十二年以来、ただ収容隔離されてきた人たちの気持ちになれば、私は、どんなにあなたたかく手を伸ばしてやっても伸ばし過ぎではないというふうに思ひます。年金の問題もあり、いろいろございしますが、きょうはとりあえずこの程度でとどめたいと思ひますが、最後に、局長のお答えと同時に、政務次官に申し上げたいことは、全国から百二十人厚生省にすわり込んでおられて、ほとんど四、五日間局長は寝食を忘れてずいぶん苦勞してこられたわけなんです。やるとききょう引き揚げる

ことになったんですけれども、こういう事情にございまして、以上私が申し上げましたようなことを責任を持って推進していただきたい。これに対しての政務次官の所信を最後に伺ひたい。あわせて局長の答弁を伺ひたい。

○政府委員(砂原格君) 藤原先生の、らい患者対策についての御意見は、まことにわれわれも傾聴いたしておるわけでありまして。この問題は、国民一般の健康な方々の御理解をちょうだいすること、先決な問題であると同時に、らい患者として病院に、療養所に収容されておる方々のお立場もわれわれとしてはよく理解できるので、本日は大臣も患者の諸君とお会いになって、率直に対策に対して最善を尽くすということに患者諸君にもお伝えいたしたようでありまして、厚生省としては格段の努力をいたしまして、本件がすみやかに解決ができるように努力をいたしたいと思ひます。

○政府委員(尾崎嘉郎君) 社会復帰の推進、これに對しまして、社会復帰がきますように、在院中において技能を習得してもらうとか、また、体力をつけるというふうな、さらに整形手術をするというふうな努力は前からやっておりました。ところが、ここ二、三年、この点に特に力を入れ始めておる分野でございしますが、一そう努力を重ねていきたいと思ひます。また、その受け入れ側の社会におきまして、偏見をなくしてもらひます。努力をわれわれ一生懸命でこれはやらなければならぬ、こういうふうな思つております。

なお、医療センターの構想についてサゼスチョンがございましたが、ただ、らいの皮膚科と申しますか、らいの關係の専門医であるだけでなく、そこに先ほどお話がございました整形の關係の医者がいれば、眼科關係の専門の医者がいる。また、このごろ問題が少なくなりましたが、結核關係がらい療養所では猛威をふるつておりました。が、この結核關係の患者も、老人が多くなりました。この關係で、こういうふうないろいろな方面の医者が、らい患者に對して、ある程度専門的な目で見てあげるといふようなことが必要だ。そういう方々を全国の各療養所に備えるといつても、これは望ましいことではあります。が、そう簡単なことではない。全国に一カ所か二カ所の中枢をつくつて、同時に、勉強もしてもらつて、これがわれわれとして考えてやつてきたことでもあります。また、やつていかなければならぬことだと思つております。

で、不自由者に対しての看護の職員によります方式というふうな問題、この点も、われわれとして、大臣のきょうお話がございましたとおり、来年度予算で十分努力をし、これまでの延長というぐあいではなく、一そうの馬力をかけた方法でやると同時に、本年度におきましてもいろいろの方法を講じてみる。大臣が、さらに普通ではわれわれとしてはできにくいと思つておりました予備費なり、または補正予算というふうな問題も考へて、ひとつ努力してみようというふうな、政治的に考へられるやうでございしますので、われわれもその御指示に従ひまして努力をしてみたいと思ひます。ただ、この場合、先ほどちょっと話が出ました、一般の盲人とかな不自由者がら關係の病氣ではなくたつたということから、一般の社会とのバランスというやうな問題も、いろいろの中にむずかしい問題として含んでおります。これは先生御存じだろと思ひますので、つべこべ申しませんし、われわれとしても、日本全体の患者さんによくするといふことがわれわれの仕事だと思ひますので、努力していきたいと思ひます。

それから、夫婦舎の問題、私も六、七年前に長島を見ましたが、もう一カ所見たことがあります。これはすぐ直すといふやうなことを言つておりました。もう直つておると思つておりましたが、きのうでしたか、患者さんに言われまして、はなはだはさしく思つておるやうな状態だと思ひます。これはことしの整備費もある程度きまつたかと思ひますが、できるだけ急にこれはなくするやうに努力をいたしたい、こう思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(藤田藤太郎君) それではこれにて散会をいたします。

六月四日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月二十四日)

重度精神薄弱児扶養手当法案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

第四条 国は、重度精神薄弱児の父若しくは母がその重度精神薄弱児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該重度精神薄弱児の父母以外の者がその重度精神薄弱児を養育する（その重度精神薄弱児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること）をいう（以下同じ）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、重度精神薄弱児扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

当該父又は母のうち、主として当該重度精神薄弱児を介護する者）に支給するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、手
当は、重度精神薄弱児が次の各号
のいずれかに該当するときは、当
該重度精神薄弱児については、支
給しない。

- 一 日本国民でないとき。
- 二 日本国内に住所を有しないと
き。

三 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

四 父若しくは母の死亡について
労働基準法（昭和二十二年法律
第四十九号）若しくは国家公務
員災害補償法（昭和二十六年法
律第百九十一号）の規定による
遺族補償、労働者災害補償保険

法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による遺族補償費その他の政令で定める法令によるこれらに相当する給付を受けることができる場合、父若しくは母の死亡について支給されるこれ

五 第一項の規定に該当する父若しくは母（父及び母が同項の規定を受けることができる母若しくは父の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であつて、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。

定に該当するときは、前項の規定に該当する父又は母）又は養育者以外の者に支給される公的年金給付の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されてゐるときを除く。

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委

4 第二項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあつては当該父母が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するとき、託されているとき。

は、支給しない。

一 日本国民でないとき。

二 日本国内に住所を有しないとき。

三 ○国民年金法に基づく障害者福祉年金、母公的年金給付を受けることが

子福祉年金、華母子福祉年金及び老齢福祉年金並びに児童扶養手当法に基づく児童年金並びにその支給が停止されているとき、その他政令で定める場合に該当するときにを除く。

(文給の制限)

第七条 手当は、第四条に定める支給要件に該当する者が前年において二十十八万円(その者が前年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童扶養手当法第三条第一項に規定する児童(重度精神薄弱児を除く。以下「児童」という))の生計を維持したときは、二十十八万円

にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した額とする。をこえる所得を有したときは、その年の五月から翌年の四月までは、支給しない。

第十一条 震災、風水害、火災その他

他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金類

(保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。)がその価格のおおむね二分の一以上である損害を受けた者(以下「被災者」という。)がある場合においては、その損害を受けた日から翌年の四月主

での手当については、その損害を受けた年の前年又は前前年における当該被災者の所得に關しては、第七條から前條までの規定を適用しない。

2 前項の規定により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する手当と同項に規定する期間に係るもの

に相当する金額を国に返還しなければならぬ。

一 当該被災者が損害を受けた年において^{二十}十八万円（当該被災者がその年の十二月三十一日において重度精神薄弱児又は児童の生計を維持したときは、^{二十}十八万円にその重度精神薄弱児又は児童一人につき三万円を加算した

額とする。)をこえる所得を有した
たこと。当該被災者に支給され
た手当

二 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に依りて、それぞれ第八条各号の規定の例により計算した額をこえること。当該被災者の配偶者に支給された手当

三 当該被災者の当該損害を受け

た年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有及び数に應じて、それぞれ第九条各号の規定の例により計算した額をこえること。当該被災者を扶養義務者とする者に支給された手当

六月五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、母子福祉法制度に関する諸願

(第二七二六号)

- 一、最低賃金制確立に關する請願
(第二七四六号) (第二七四七号)
- 一、労働者災害補償保険法等の一部改正に關する請願(第二七四八号)
(第二七七三号)
- 一、全国一律八千円の最低賃金制確

立に関する請願（第二七六五号）
一、国立療養所の看護能力大幅増強に関する請願（第二七六九号）
二、全国一律最低賃金制確立に関する請願（第二七七〇号）
一 業務上の災害による外傷性せき
随障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願（第二七七一号）

一、業務外災害によるせき髄損傷患者援護に関する請願(第二七七二号)

第二七二六号 昭和三十九年五月二十六日受理
母子福祉法制定に関する請願
請願者 兵庫縣神崎郡福崎町神谷神崎郡婦人共励会
内 藤後きみ

紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第四三八号と同じである。

第二七四六号 昭和三十九年五月二十七日受理
最低賃金制確立に関する請願
請願者 福井縣三方郡三方町島浜 大崎進外八十七名

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二一八〇号と同じである。

第二七四七号 昭和三十九年五月二十七日受理
最低賃金制確立に関する請願
請願者 福井縣大飯郡高浜町塩七 富永恵之輔外八十七名

紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第二一八〇号と同じである。

第二七四八号 昭和三十九年五月二十七日受理
労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願
請願者 岡山県和氣郡吉永町岩崎三七五 浜田隆男外

八名

紹介議員 矢山 有作君

労働者災害補償保険法及びじん肺法に關し、左記のごとく改正せられたいとの請願。

一、平均賃金を正常稼働と認められる期間で再計算すること。

二、最低補償費制度を設けて月額一万五千円以上確保すること。

三、現行法制定以前のじん肺要療養者並びに事業主のないじん肺要療養者に現行法の適用を受けさせること。

四、休業補償費は平均賃金の百パーセント支給すること。

五、長期傷病給付は第一種、二種とも支給日数を五十日分増加すること。

六、物価指数によりスライドは毎年実施すること。また、遺族給付、葬祭料にもスライドを適用すること。

七、障害年金の五十七・五パーセント控除をやめて完全併給すること。

八、第一種傷病者の医療費を無料にすること。

九、じん肺以外の私病を無料で診療すること。

十、管理区分変更者には厚生資金として一時金を支給すること。

十一、遺族給付は療養期間に關係なく同一額として千日分以上を支給すること。

十二、管理四で療養中の者が死亡した場合、合併症の有無に關係なく遺族補償給付等を完全支給すること。

第二七七三号 昭和三十九年五月二十八日受理
労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

請願者

岡山県和氣郡和氣町平病院内 浦上九二夫外十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七四八号と同じである。

第二七六五号 昭和三十九年五月二十八日受理
全国一律八千円の最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府都島区毛馬町四ノ二〇 杉原加代子外千二百名

紹介議員 野坂 参三君

本国会において、現行最低賃金法を廃止し、全国一律八千円の最低賃金制を法制化せられたいとの請願。

理由
ここ数年の経済成長は、欧米諸国と比較した場合にも類例をみない生産の上昇をもたらし、昨年の春闘で三千円程度の賃上げがなされたが、はげしい物価の上昇と生活水準の向上の中で、労働者の生活はますます苦しくなっている。雇用労働者二百万人のうち、年収八万円以下の者は四百五十万人を数え、依然としてわが国の低賃金は解消されていない。それどころか、今日の技術革新、合理化の進む中で新規労働力や技能労働者の不足からくる初任給の上昇を業者間協定によつておさえようとしている。現行の最低賃金法による賃金は労働者自身が認めていくように、現実の賃金水準に比較して低すぎるし、最低賃金としての効果を失っている。全国一律八千円の最低賃金制を法制化する客観的条件は初任給の上昇などによつてととのつて

きている。

第二七六九号 昭和三十九年五月二十八日受理
国立療養所の看護能力大幅増強に関する請願

請願者 東京都北多摩郡清瀬町中瀬戸一、二〇七国立療養所東京病院東棟病棟患者自治会東棟会内 小林紋一外七百五十四名

紹介議員 須藤五郎君

療養者が安心して療養に専念できるよう、国立療養所の看護人員を大幅に増員せられたいとの請願。

理由
国立療養所東京病院においては、新看護体制にはいつてから、従来患者に付けられていた付添婦約七十名が廃止され、代わりに補助婦として十八名ほどが残された。更に看護婦の四四制実施に伴う看護人員の増員が実施されないため、実質看護人員は減少となつている。そのため、術後一箇月間の一人付き看護は一問となり、更に三日間となつて、今は八人部屋に二人というナイチンゲールシステムとなつてしまった。又週一般患者にしても、重症者が看護婦が少ないことから、よく清、洗髪は一週一回から一箇月一回と少なくなり、補食は安静度一度の者が頼んでやつと味そ汁の卵落し位がやつてもよめる程度である。

このような状況での療養に加えて、夜間勤務の看護婦が二病とう(百名から百二十名)に対して一名という低い看護力となつているため、夜間個室患者

の一人がかつ血死するという悲しむべき事故さえおこつてゐる。

このように療養者の不安はつるばかりであり、看護婦も夜間の二人勤務を希望しているが、病院当局は「厚生省からの増員許可がないからできない」と相変わらず一人勤務が行なわれている。

第二七七〇号 昭和三十九年五月二十八日受理
全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 三重県四日市市三ッ谷町北一五ノ六 伊藤恭子外千三百九十三名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第一〇一〇号と同じである。

第二七七一号 昭和三十九年五月二十八日受理
業務上の災害による外傷性せき髄障害患者の長期傷病給付及び休業補償費の給付率の平均賃金全額支給等に関する請願

請願者 神奈川縣川崎市木月住吉町関東労災病院内全国脊損患者療友会関東支部内 大原成用外九十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第二七七二号 昭和三十九年五月二十八日受理
業務外災害によるせき髄損傷患者援護

請願者

岡山県和氣郡和氣町平病院内 浦上九二夫外十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二七四八号と同じである。

第二七七三号 昭和三十九年五月二十八日受理
労働者災害補償保険法等の一部改正に関する請願

請願者

岡山県和氣郡和氣町平病院内 浦上九二夫外十四名

に関する諸願
請願者

新潟県直江津市大字至
徳寺二五三ノ一新潟労
災病院内全国腎臓損傷
患者療友会新潟労災支
部内 坂口仁一郎外三
十四名

紹介議員 杉山善太郎君

業務外せき随損傷患者に対し、左記事
項の特別援護措置を講ぜられたいとの
諸願。

一、生活保護法を受けている者につい
ては、親族の連帯責任等の諸制限を
廃し、患者本人を対象とした特別措
置を講ずること。また、入院、自宅
療養を問わず医療、生活給付を全額
国庫負担とし、かつ給付率を大幅に
引き上げること。

二、各種公的年金は全額生活費として
認めること。

三、一般健康保険、日雇健康保険等の
療養給付は、戸主、家族を問わずす
べて転居まで全額給付し、傷病手当
支給期間も大幅に延長すること。
四、せき随損傷患者専門の家族共入所
できるコロニーを設置すること。

一の理由

零細企業に従事し保険にも加入して
なかつた業務外災害によるせき随損
傷患者が生活保護法の適用を希望し
ても非常に厳しい制限がある上に余
りにも基準が低い、日々の生活
は苦しく安んじて療養に専念できな
いのが実情である。

例えば、三親等及ぶ生計実態調
査、一家生計の根源である住居、少々
の田畑等冷厳な諸制限があり、大部
分の人は一部自己負担を課せられて

いる。しかし、五年、十年に及ぶ長
期療養では親族の援助にも限りがあ
り、特に、家族制度のすたれた今
日、親族の連帯責任の強い現行生活
保護法について格別の考究を願いた
い。給付率、特に生活扶助、日用品
費は年々是正されているが現行給付
額では物価の急騰している今日、と
うていまかないきれない。

二の理由

せき随損傷患者は、逆境にあつて
も、あらゆる障害を乗り越えての社
会復帰の意欲に燃えているが、現行
の生活保護法の精神では、それがた
めの準備たぐわえなど到底おぼつか
ない状態である。

各種年金は、このような障害を受け
たとき及び老後のために掛金をして
いたものであるから、各種年金は若
干生活保護法の制限より多額であつ
ても、全額自己の消費に認められる
べきである。

三の理由

社会保障の進歩に伴い業務外せき随
損傷患者はそれぞれ何等かの健康保
険に加入しているが、給付額が低
く、かつ給付期間の制限等がまちま
ちであるため、生涯療養を要する患者
にはまことに不十分なものである。

四の理由

最近各地に身体障害者職能訓練所が
設置されているが、ほとんど軽傷者
を対象としているようで、せき随損
傷患者のように常時医師及び付添者
を必要とする者には不適當であるか
ら、入所中医師の管理下で付添者に
付き添われながら職能訓練が受けら
れる施設が必要である。

また、全国的にせき随損傷患者の各

療養施設は飽和状態であり、これが
解消のためにも専門施設の早急なる
増設を強く願うものである。

第三十号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一 二 九 最低賃金 最低賃金

昭和三十九年六月十七日印刷

昭和三十九年六月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局